

## 平成18年第7回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成18年9月12日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 6時07分

## ◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	雫正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君
総務課長	野尻進一君
市民課長	鈴木敏造君
農政課長	中山博君
管理課長	両方恒雄君

学校教育課長

駒 場 不二夫 君

代表監査委員

富 永 年 秋 君

◎事務局職員出席者

事務局長

田 中 順 一

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

菊 地 唯 一

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 1 6 号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 1 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 9 号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 1 3 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 1 0 号 那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 1 1 号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 1 2 号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 1 4 号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 1 5 号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 1 号 平成 1 8 年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 2 号 平成 1 8 年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 3 号 平成 1 8 年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算につ

- いて（市長提出）
- 日程 第18 議案第 4号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算につ  
いて（市長提出）
- 日程 第19 議案第 5号 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正  
予算について（市長提出）
- 日程 第20 議案第 6号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算に  
ついて（市長提出）
- 日程 第21 議案第 7号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算  
について（市長提出）
- 日程 第22 議案第 8号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について  
（市長提出）
- 日程 第23 議案第18号 那須烏山市決算の認定について（市長提出）
- 日程 第24 議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成18年第7回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る9月4日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成しましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

---

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつを申し上げます。

本日は平成18年第7回那須烏山市議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、大変ご多用のところ、また足元の悪い中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今期定例会は、間もなく合併1周年を迎える那須烏山市にありまして、新市初の決算認定をご審議をいただきます。まさに、記念すべき議会でもございます。執行部一同誠心誠意相務める所存でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

さて、9月6日午前8時27分、秋篠宮妃紀子様によりましては、第3子を出産なされました。久々の朗報にまことにご同慶にたえないところであります。少子化社会の渦中にありまして、このすばらしいニュースが全国的な少子化対策の出産増につながることを心より期待をしたいと存じております。重ねて祝意を申し上げたいと思います。

例年9月は本市にとりましても災害が発生する時期でございますが、天与の恵みによりまして、現在のところ安寧な日々が過ごせておりまして、まことにありがたい限りでございます。稲作も7月の日照不足から9月の好天によりまして持ち直した感がございます。その稲刈りも早稲種を中心に刈り取りが順調に始まったところであります。

さて、今月末には那須烏山市誕生1周年を迎えることになりました。まさに「光陰矢のごとし」でございます。私も就任以来11カ月余りというところでございますが、振り返ってみますと、ただただ、しゃにむに前向きに取り組んできた1年といった心境であります。この1年は極めて速いスピードであつと言う間に経過をした感がございます。その間、議会を初め住民

の皆様方のご理解、ご協力により、融和融合が着実に進展をしておりますことも、大変ありがたいことと存じております。今後とも公平、公正、そして透明感のある市政発展のために尽力をしてまいる所存でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

さて、今期定例会は、報告2件、一般会計外補正予算8件、条例の制定3件及び一部改正4件、人事案件2件、平成17年度一般会計外決算認定及び水道事業決算の認定について2件、及び災害復旧工事1件、以上報告案件2件、議案10件を上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

#### 議事日程

平成18年第7回那須烏山市議会定例会（第1日）

- |    |     |   |       |
|----|-----|---|-------|
| 開  | 議   | 平成18年9月12日（火）                                       | 午前10時 |
| 日程 | 第1  | 会議録署名議員の指名について（議長提出）                                |       |
| 日程 | 第2  | 会期の決定について（議長提出）                                     |       |
| 日程 | 第3  | 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）          |       |
| 日程 | 第4  | 報告第2号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）            |       |
| 日程 | 第5  | 議案第16号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）                  |       |
| 日程 | 第6  | 議案第17号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）                       |       |
| 日程 | 第7  | 議案第9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定について（市長提出）             |       |
| 日程 | 第8  | 議案第13号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出） |       |
| 日程 | 第9  | 議案第10号 那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定について（市長提出）          |       |
| 日程 | 第10 | 議案第11号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の制定について（市長提出）           |       |
| 日程 | 第11 | 議案第12号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例                    |       |

- 及び那須烏山市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第14号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第15号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第20号 平成18年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について（市長提出）
- 日程 第15 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第16 議案第2号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第17 議案第3号 平成18年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第18 議案第4号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第19 議案第5号 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第20 議案第6号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第21 議案第7号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第22 議案第8号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第23 議案第18号 那須烏山市決算の認定について（市長提出）
- 日程 第24 議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）

以上、朗読を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、

会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

7番 佐藤昇市君

8番 佐藤雄次郎君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から9月22日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力を願います。

---

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（小森幸雄君） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

なお、議案書等の朗読については会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されております市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたのでご報告をするものでございます。

平成18年7月19日午後8時ごろ、相手方が、那須烏山市滝地内の市道野上神長線を野上方面に走行中、雨が降っており視界も悪いことから、道路の穴ぼこに気づかずタイヤを落とし、左側前、後輪のタイヤとホイールを破損してしまったものでございます。

事故の責任割合を相手方30%、市側70%として、相手方に2万9,400円を支払う和解が成立したためにご報告をいたすものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は、報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今回の専決処分につきましては、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。ただいま市長の提案理由の説明にございましたように、市道の穴ぼこによる自動車物損事故ということで、相手方の責任割合が30%、市の責任割合が70%ということでございますが、これはどういうところでこういう割合を決めたのか、さらに市としてはこの損害賠償についてはどのような、恐らく保険でお支払いになるんだろうと思いますけれども、その保険の内容についての説明方をお示しいただきたいと思っております。

あわせて、市内には非常に老朽悪路がありまして、このような状況の道路、側溝等の問題がいろいろあると思っておりますけれども、こういう事故が発生しないことが一番望ましいことではございますが、しかしそういう条件があれば事故があることもやむを得ないというところもあると思うんですけれども、すべてこういうものに損害賠償等で対応するということになると、市としても大変負担が重いことになってくるのかなというふうに思われます。そういう点でなるべくこういうような悪路が放置されないように、そういう危険箇所等についての整備方についても、単に役所だけでなく、地域の自治会長さんや住民の皆さんのご協力も得ながら、なるべくこういう破損がないような対応をしていただきたいと思うんですが、その辺の考え方についてご説明をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 後段の件につきましては、私のほうからお答えを申し上げます。

合併をいたしまして那須烏山市になりまして、範囲も大きくなりました。状況を確認させていただきますと、いわゆる小破損工事の値するものが大変多く発生をいたしております。既に議会等にも陳情案件等が数十件寄せられている事情でございますので、今回の補正予算等につきましても道路の小破損工事を委託調査費も含めまして4,200万円ほど計上させていただきましたのは、まさにこのような悪路あるいは穴ぼこ等の改修を重きに置いております。したがって、今後も道路整備計画網を通じるなり、あるいは小破損工事、あるいは地元自治会の協力も得ながら、生活道路の安全確保に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森勝君。

○総務部長（大森 勝君） 保険の7対3という割合についてでございますけれども、これにつきましては、市においては町村会で行っております損害賠償関係の保険に現在加入をしております。この加入内容等につきましては、市が管理責任があった場合についておりるということがございまして、そういうことで現在加入をしております。この7対3の割合については、保険会社のほうにすべてお願いをいたしまして、過失等の割合を算定をしていただいて7対3ということで決定をされております。こういう管理等につきましては、もう既に前例等がございまして、そういうものに基づいて保険会社のほうで決定をするということになっております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） この件に関してはわかるんですけども、どの辺までが行政側の補償しなければならない範疇に入るのか、その辺の線引きについてはどんなふうに考えていますでしょうか。例えば自分の運転ミスで路盤のない側溝に突っ込んで自動車を破損したというような場合には、市側に責任があるのかなのか。その辺の考え方、保険会社の方とどのような打ち合わせというか、他の市町村の例も含めてどんなふうな責任があると考えているのか、ご説明いただきたい。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森勝君。

○総務部長（大森 勝君） 管理責任の範囲についてはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないというふうに思っております。線引きと言っても非常に個々の事故によって当然違ってまいるわけでございまして、今回の舗装の穴ぼこに入ったということの条件的には、雨が降っていたとか、晴れていたとか、そういうものでも過失割合というのは当然違ってまいります。路肩から車が落ちたということについては、管理責任は私はないというふうに思っております。道路上で起きた場合については穴ぼことか、側溝にふたが当然されていたものがないとか、グレーチングが走行中に外れて、それがぶつかったとか、そういうものが管理責任というふうになりますので、路肩から落ちてしまったというものについては、ただ道路上に何もなければ、それは過失責任はないというふうに考えております。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今回の損害賠償問題は、道路法第42条の道路管理者の責務を果たさなかった、そのための賠償ではないかと思えます。市長ご承知のとおり、この道路法第42条では、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通

に支障を及ぼさないよう努めなければならないと定めてあるわけです。しかし、この法律を遵守するためには、常に市道を巡回しなければならない。職員にそれほどの余裕があるかという、これは大変難しい問題ではないかと思っております。現実問題、今、市道は約400キロ近い延長があると思っておりますから、これの巡回はほとんど不可能ではないかと思っております。

そこで、お伺いしたいことは、これまでに事故防止のためにどのような方法をとられていたか。それともう1点、今回の事故を教訓として、再発防止のために市長はどのような指示をされたか。この2点についてお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） たしかに合併をいたしまして市道の延長距離が大変伸びたことは事実であります。こういうようなところで、十分に管理しきれないこともご指摘のとおりであります。今後にありますは、やはり自治会の、あるいは地域住民のご協力もいただきまして、道路の整備を生活の基盤整備、やはり一番要望の多いところを整備していきたいと考えておりますので、生活道路の補助といったものを通じながら地域の皆様方にも労力を奉仕をしていただくための制度を構築していきたいと考えます。

また、こういったところで事故が起きた際の緊急策といたしましては、毎日の巡回ということはままならない状況でございますので、住民の要望なり、あるいは意見等を如実に進めながら、今、建設を管理課によりましてでき得る対処はすぐにやるというようなスタンスで考えておりますので、そのようなことを即座に実施をしているということでございますので、この点もご理解いただきたいと思っております。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、報告のとおり承認することにいたします。

---

◎日程第4 報告第2号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 報告第2号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説

明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、財団法人那須烏山市農業公社の平成17年度事業実績及び収支決算状況並びに平成18年度事業計画及び収支予算状況について、議会に提出し報告するものであります。

今回の報告議案の内容につきましては、平成18年3月27日開催の第2回理事会並びに平成18年5月30日開催の第2回理事会において、原案のとおり承認を得ているものであります。

詳細につきましては、経済環境部長に説明をさせますので、ご審議をいただきましてご理解を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 命によりまして、財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の詳細説明を申し上げたいと思います。

最初に、平成17年度の事業実績及び収支決算状況の概要につきまして説明申し上げます。平成17年度の主な事業実績ですが、農地保有合理化事業につきましては、新規借入8戸、6.2ヘクタールで8戸の農家に貸し付けております。平成16年度からの継続分につきましては借り受け農家18戸、貸し付け農家12戸で、面積9.5ヘクタールの小作料の受け払い手続を行いました。

農作業受委託推進事業につきましては、水稻関係の受託事業が主なものとなっています。田植えにつきましては21戸、14.9ヘクタール、刈り取りにつきましては64戸、35.2ヘクタールの受託作業を行いました。水稻関係の受託事業は前年並みの受託面積となっております。また、無人ヘリによる農作物の病虫害防除航空散布事業につきましては、水稻、麦、大豆を対象といたしまして、旧南那須町570戸、824.8ヘクタール、旧烏山町647戸、668.3ヘクタール、合わせまして1,217戸、1,493.1ヘクタールの航空散布を実施いたしました。特に、水稻の散布面積につきましては年々増加にあります。なお、事業実績の詳細につきましては事業報告書のとおりであります。

次に、平成17年度の収支決算状況についてですが、収入総額8,490万3,612円、支

出総額8,668万3,524円、次期繰越収支差額△177万9,912円となっております。なお、公社の財政状況の詳細につきましては収支計算書総括表、収支計算書正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録のとおりであります。

次に、平成18年度の事業計画及び収支予算状況の概要について説明申し上げます。平成18年度の主な事業面積ですが、農地保有合理化事業につきましては新規に5.0ヘクタールの利用権設定を予定しております。また、平成17年度から継続分につきましては、平成16年度中の新規解約分を加除し、借り受け農家18戸、貸し付け農家11戸で面積10.3ヘクタールの小作料の受け払い手続を計画しております。

農作業受委託推進事業につきましては、水稻関係の受託作業が主なものとなっております。田植えにつきましては10ヘクタール、買い取りにつきましては40ヘクタールの受託作業を計画しております。また、無人ヘリによります農作物の病虫害防除航空散布事業につきましては、水稻、麦、大豆を対象に全市分1,300ヘクタールの航空散布を計画しております。なお、事業計画の詳細につきましては事業計画書のとおりでございます。

次に平成18年度の収支状況でございますが、収入、支出の総額は一般会計で5,738万円、37万8,000円となっております。前年と比較し約138%の収支予算となっております。また、特別会計につきましては、2,390万1,000円の収支予算となっております。なお、収支予算の詳細につきましては、別紙収支予算のとおりでございます。

何とぞ慎重ご審議のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

本件は、報告案件であります。この際質疑があればこれを許します。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この農業公社の問題、公社そのものの本来の仕事は、私もさまざまな面で恩恵をこうむっているものですから、決して反対も何もするものではありませんが、数年前から農業公社のほうを担当になりました観光いちご園とパン工房、これはこの前の補正予算の際も申し上げましたが、平成16年度ではいちご園のほうで600万円の赤字、パン工房のほうでは270万円を税金から投入しております。平成17年はどうかと思ひまして、私も心配しておりましたが、今回配付されました決算書を見ますと、いちご園のほうは平成17年度276万4,000円、パン工房のほうは241万4,000円の赤字であります。さらにいちご園、パン工房の敷地の借地料、これは別に一般会計の農林水産業費のほうから出していますし、ここで使っています電話料とか配達車の燃料代とか維持管理費、これはまた別途

の農業公社の管理運営のほうの部門で出しておりますので、ただいま申し上げましたそれぞれの赤字額でおさまっているものではないと私は思っております。平成19年度の計画を見たところ、ここではいちご園、パン工房ともほんのわずかではありますが黒字に転ずるような数字が並べられております。

大谷市長、このいちご園もパン工房も従事している皆さん、これは大谷市長から頼まれたからやってあげているんだというような認識がないかどうか私も心配しているところでございます。赤字を出さない方法、すなわち税金を投入しないで済む営業方法は何かないのか。大谷市長にはフタバ食品で外食事業部長としての長い経験もありますことから、何か策がないのかどうか1点お伺いをしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この問題は毎回同様な意見をいただいております、数字は確かに明快でございますので、そのような実態であることは私は否定をいたしません。しかしながら、この事業は県単の事業を取り入れまして、おぐら体験村とふじた体験むら合体で旧南那須町が7,000万円の事業費をもちましてやってきた事業でございます、特にこのふじた体験むらは、働く農業農村のこれからの活性化、そして特産品の開発、については都市と農村の交流事業をさらに活発にしようじゃないか。そして確たる施設もない南那須にとりましては、そういった施設にしようではないか。こういった目的を掲げてオープンをした経緯がございます。

したがって、先ほど数字をお示しされましたが、私はこの独立採算を堅持すべきという基本的な経営感覚は持ちあわせるべきだというふうに考えておりますので、この赤字をいつまでもいいということを言っているつもりはございません。したがって、今の観光いちご園あるいはパン工房にいたしましても、大変皆さんの努力により評判が高く、私は大変すばらしい事業に育ちつつあるなと認識もいたしております。

また、あそこは研修の1つの修行の場となっております、あそこの一ちご園を中心に新たな経営者も生まれていることも事実でございます。また、あそこに働く女性農業者を中心とした皆さん方は大変意欲を持って、私から与えられたなどということはない、自発的なことでもって取り組んでおります。そのようなことから、本当に生き生きとした就業の場である、雇用の場でもあるということもひとつご理解をいただきたいと思っております。

そのようなことから、今、指定管理者制度に9月1日から平成20年の3月まで1年7カ月指名をさせていただきましたが、過日の臨時議会で申し上げましたとおり、やはり今後の官と民の競争入札もさらに進めていきたい。このように思っておりますので、さらに赤字補てんがなきような経営体質を進める必要がある。そのようなことから、今のところ抜本的に見直す考えもございまして、ご理解をいただきたいと思っております。今の現状はそのようなことござい

ますから、やはり赤字解消に向けた努力をさらにする必要があると思います。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） それでは私のほうから2点質問させていただきたいんですが、今、市長からいつまでも赤字ではやっていけないという話ですが、私もそれに対して期待をしておりますし、そのように努力をしていただきたいと思います。最終的には利益が出なくてもゼロになればいいのかな。今回そういう中で746万円の赤字であります、減価償却が760万円何がし増しですから17万円、減価償却を引いて17万円ぐらいですから、本来の営業としてはちょっとうまくないのかなとそう思っています。

そういう中でもう一つ、土地の貸借、農地ですね、これをやっている中で漏れ伝わるところによりますと、民間と農業公社の感覚の違いというんですか、田んぼなども四角でいいところは民間人が借りちゃうんですね。あまりよくなくて場所が困ったというところは農業公社に来る。そういうのがあって、非常に効率が悪い。農業公社でやっていただけませんかという土地はほとんど四角で平らなところがないんだという話を前に聞いたことがあるんですが、そういうのも同一者であればいいところも悪いところも一緒に借りて、それで効率よくやらないといつまでもこの赤字が解消できないのかなとそう思っているんですが、その2点についてご回答をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 農業公社も本来やってきた農業公社受委託、航空散布事業、これは毎年その利用者がふえてきております。特に航空散布事業については、大変苦勞の多い仕事なんです、住民の皆さん方に早朝から大変騒音のご迷惑をかけておりますけれども、これは典型的な黒字事業でございます。

問題の受委託につきましては、これは確かに今の機械等を見ますと、農業公社が有しているのは大型機械でございますから、典型的な棚田であるとか、狭隘な圃場の悪い田んぼにつきましては乗り入れが難しいんです。したがって、農業公社についてはある程度そういうところは限られてしまう。したがって、この受委託を、今の制度なり機械の対応ではある程度のいい圃場でないと対応はできないということになりますので、したがって結局そういったところが荒廃してしまう。こういう悪循環になっております。したがって、今後は圃場の悪いところも、これからの荒れ地、荒廃を防ぐ、また後継者問題もございいますから、こういった箇所でも農業公社は受けていきたい。こういった制度をつくりたいと私は思います。

そのためには、認定農業者も大型機械ですからなかなか難しいんですが、団塊の世代を中心とした農業後継者が生まれつつございいますので、そういったところで、農家も大体今小さい機

械1台を有しておりますので、そういったところを活用させていただきながら、農業公社がさらに委託をする形で進めていきたいと考えております。

それと、最初の赤字等については、確かにこのままでいくというような考え方を持っておりませんので、少しずつ毎年よくなっていることもお認めいただきたいと思います。今後さらに農業者を中心として意欲に燃えてやっておりますので、必ずや好転するものと私は信じておりますので、そのようなこともあわせてご報告を申し上げたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 農業公社の問題でございますが、昨年の12月議会だったかと思うんですけども、合併した那須烏山市の中でそれぞれの町の能力を生かして新しいまちをつくったらどうかという中で、ぜひ南那須で先進を進めたこの農業公社、烏山のほうでも進めるべきというお話をしていたんですが、航空散布についてはある程度実績がございますが、稲作等の受委託事業につきましては、まだこれからというのが実情かというふうに思われます。

農業公社の方にお聞きしましたところ、基本的には何でも受け入れられる状態にはない。基本的には営農集団等を地域で立ち上げていただいて、そういうところに農業公社が集約をして頼む。こういう形で進んでいきたいというような話を受けたような記憶があります。そういう意味で、特にこの烏山におきましては、営農集団の立ち上げを本格的に進めていただきたい。もう既に何組もやられておりますけれども、とりわけ今、お話の出ました山間地域におきましては条件が悪くて、なかなかこれが進まないという実情もあります。

しかしながら、国の制度そのものは、営農集団であれば20ヘクタール以上、個人であれば4ヘクタール以上、これは中山間地の場合には若干規制が緩和されると思うんですけども、そういう大型農業以外は補助しないというような流れの中で、農業が非常に大変な状況にあるというふうに思われますけれども、そういう中であって、例えば20ヘクタールの農地を農家の皆さんがお互いに参加しながら、その地域地域で営農集団を立ち上げる方策がとれないかどうか。そういう点も含めて営農集団を育成しながら農業公社を全市的に生かしていく。こういうような農業振興を図っていただきたいと思うんですけども、これについてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ご指摘のとおり、合併をした那須烏山市でございますので、この農業公社は旧烏山地区にも拡大をしていきたいという考え方を基本的に持っておりますので、これをご理解いただきたいと思いますが、今、国策で進めております農政、特に稲作については平成19年度から大きな見直しがございますけれども、そのような中で営農集団型、担い手型に持っていかがるを得ない、こういったことも当然、市としては考えておりますので、これは

やはり国策にのつとる形で進めていかざるを得ない、進めていきたいと考えております。

今、ご指摘のように、営農集団、面積の規制がございますので、それで拾えない部分が当然出てまいるわけがございます。これは先ほど滝田議員もご指摘なされたところと重複するんでございますが、その合間をどうするんだということでございます。圃場の悪い、あるいは狭隘な圃場をどうするんだ。これはやっぱり農業公社で委託をする形をとるにしても、直営をする形にしてもやっていかざるを得ないだろうというふうに思っております。

そのようなことを構築をしながら、また営農集団の構築もあわせて含めながら、那須烏山市としては農業公社の拡大、拡充を図っていく。こういう方向だろうと私は思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 若干、市長とその辺の見解が違います。農業公社は大型農機だと思うので、それこそ小さな山間地域の水田にはそういうものは使えないというのが私の認識です。そういう意味では、これから農業公社が小さな農機も使ってどんな田んぼでも入れるような方策をとるのか。なかなかこれは採算の問題もあって難しいかなと。それよりは農家の方々、今、まさに高齢化で後継者不足で本当に大変な状況です。これからあと5年もたてば、離農が進みまして、本当に山間地域は荒れる。山間地域だけじゃなくて、下手すれば広いところまで無耕作地ができるんじゃないかと私は懸念をしております。

そういう中であって、本当にきめ細かな営農集団に頼めるようなシステムをつくらないと、単にすべてを農業公社が請け負って、実際には頼めないというようなことになっては困りますので、実際の実働部隊はどこなのか、農協がやるのか、その辺をはっきりしてもらわないと、ただ単に漠然と農業公社がみんな請け負えば解決するんだというものではないというふうに私は思いますので、もっときめ細かな、どこが実施をして、中山間地の農地まで荒れないように受委託農業をするのか、ご回答をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私が先ほどお答えをしておりますのは、今のご質問のことでございますので、誤解のないように改めて申し上げますが、これは営農集団でも、やはり圃場に入れないところがどうしても出てまいると思います。そこをどうするかというところが今のご指摘と同じだと思います。これから高齢化も進む、そしてその田んぼを耕す人がいなくなるという事実も当然わかります。それをどうするかということは、基本的にはこの農業公社、これは直営の市が受けるべきだろうと思います。したがって、そのようなきめの細かい制度と言いましたが、まさにそのとおりだと思ひまして、これはどんな山間地でも荒れないための受委託は基本的に100%受けるのを原則にして、それは農業公社が受けて、あとは団塊の世代なり、あるいは自分の小型の農業機械を駆使して委託をする形で、そういったところが荒れないような

ことを対処していく。こういうことだろうと私は思いますので、その辺のところはご指摘のとおりだと思いますので、ひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 決して誤解しているつもりはないんですが、実際に営農集団で請け負えないところは農業公社がやるというんですけれども、農業公社は大型農機具しかないので、小型農機具を農業公社が買ってやるならばそれも可能ですが、今、市長は市が責任を負うということでございますので、恐らく役場の職員でもそういう耕作集団でもつくって農地に入られるのかなというふうには思うんですが、これから実働部隊をどう構築するのかについては、私のほうでも十分注意をしながら喚起をしていきたいと思っておりますので、農業公社をフルに活用しながら全市の農業振興を進めるということには私は賛成でございますので、各論の問題、実働部隊の問題については今後とも注意をして喚起をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 農業公社の問題であります。先ほど平塚議員が言ったように実働部隊の問題、今、農家を背負っているのは70歳前後です、これが一番多いわけです。そこからどンドンどンドン担い手が減ってきて、20代はほんのわずかしかない。恐らく南那須と烏山で20代であるいは19で学校を卒業して、そして専業の農業後継者となった。一般の米をつくったり、麦をつくったり、野菜をつくったり、こういう中ではほとんどないわけがあります。あるのは酪農家、これはまだ後継者があるわけがあります。

いかにここで市が受け持って何とかしますと言っても、これは採算が合わないというわけではなくて、一般サラリーマン以上の年収があればそこに人は寄ってくるわけでありまして。若者も当然寄ってきます。農業公社、ここに働く人数を多くするということは、実働部隊をつくるということは、ここでの給料で一般サラリーマン並みの生活ができる。こういう保証がなければ、いかに計画をつくっても農業の振興あるいはこの農業を維持することができないわけでありまして。

ですから、中山間地の水田、棚田、保証がある、それでももう担い手はいない状態でありまして。まして平地、これは基盤整備のまだやっていないところ、こういうところにはほとんど大型機械が入らないわけでありまして。ですから、大型機械が入らなければ、この農業を維持することができません。もう個人の農家が水田を維持するだけでも大変であります。今度はもうコンバインが壊れたらおれはやらない。耕運機が壊れたらやらない。米は買って食ったほうが安いんだ。こういう時代であります。1週間働けば1年分の米が食えるんだ、これが実情なのであります。

ですから、本気になって農業公社はやるというのは、私はよく例に出すのでありますが、鹿沼の農業公社は黒字です、配当もあります。これは米、麦だけをつくっているわけじゃありません。ハトムギ茶をつくってみたり、いろいろなものを作って黒字にもっていつているわけがあります。農業公社が黒字というのは日本でもなかなか珍しいわけです。普通は大体赤字であります。

ですから、本格的にこの那須烏山市の農業公社というものをこれから充実して、この農業あるいは農地、これをこの地域は絶対に守るんだというよほどの覚悟があって、この農業公社を抜本的に改革をして、そして、この地域の農業が未来に向かって明るくて何とか期待ができるというようなものにしなければ、いつまでたってもこの問題は解決をしない。逆に、ここから農地がどんどんどんどん減っています。今、畑は半分以上が作付をしていません。こういうのが現状であります。

ですから、これは皆さん、議員もそうでありますが、あるいは農家の人もそうでありますが、地域の人も含めて、この那須烏山市の農業をどうするんだということを本気になって考えていくべきである。私はこう考えますが、市長はどう考えるのか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 那須烏山市では、いつも申し上げますとおり、農業を産業の基幹といたしまして発展をしてきたまちでございますので、このことについては真剣に対応していかなければならないという責務を感じています。その中で、先ほど来のご質問の中で、農業の荒廃につながるというようなことになってまいりました。まさにそのような事態になってきていることは事実なのであります。

そこで、私が再々お話し申し上げておりますのは、やはり農業公社、これは今の私どもの置かれている財政状況から勘案いたしますと、農業公社を鹿沼の事例を今お話しされましたけれども、そこまでの規模にもっていくのは当面難しいと判断をいたしております。したがって、でき得ることはどういうことかといえますと、私は今の直営では限界がございます。十分な機械は恐らく買えないでしょう。

したがって、やっぱりそういうことからすれば、受委託の原則は農業公社で受けることとして、さらにこの賃金を払う、あるいはいろいろな使用料を払うことによって、この団塊の世代なりあるいはまだまだ60代は現役でございますから、そういう方に意欲のある方にそういう農業者に委託をして、そういった年金プラスアルファをこの賃金として稼いでいただくことによって、これは一石二鳥になるのではないかと。こういう提案でございます。

したがって、基本的には農業公社を拡大をする。これは今、稲作に限って言わせていただいておりますけれども、拡大、拡充をするということは、簡単に言えばそのようなことを私は考

えているわけでございます。ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私が申し上げていることは、今、後継者がいない、これが現実なんです。今、市長は60歳を過ぎた方、この人たちがこれからの農業の担い手としてが一番いいターゲットだというふうな考えであります。個人でこの農業を維持するというものはもう難しい。これは営農集団なり、あるいは公社なりが背負っていかなければこれからの農業というものは衰退する一方ではないか。だから、この担い手を鹿沼の農業公社は難しいと言いますが、これはぜひともそこまでもっていかなければ、ここから農業が衰退の一途をたどる。これも恐らく10年先、20年先、このころになると大変なことになる。もうほぼ基盤整備をやっていないところの水田などは原野化します、これはもう目に見えていますから。

こういうものの受け皿をどういうふうにつくっていくのか。あるいは3年計画、5年計画、10年計画というふうにして、本格的に営農集団の育成と農業公社の結成を目指してやっていかなければ、私はこの那須烏山市の農業というものは危ういものであるというふうな認識であります。その辺のところの市長の考えをお聞きします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 繰り返しで大変恐縮でございますが、これからの稲作を中心とした農業については、この那須烏山市が一番重点を置かなければならないということはお指摘のとおりであります。したがって、これから国策を進めております営農集団型、これも荒川南部で今、取り組んでおります環境保全にも配慮したというような方向で、モデル的に進めている事業は、さらにこの那須烏山市も拡大拡充していかなければならない。これが第1点であろうと思っております。

しかし、営農集団なり担い手型を充実をさせても、どうしてもそのすき間が出てまいります。それも並行して、そのすき間がないような制度をつくっていかなければならない。こういう提言でございますので、段階的にそういったところをやっぱり埋めていかなければならないと思っております。

農業公社の目指すのは、栃木県内で言えば鹿沼市というふうに私も十分承知をしているつもりでございますので、当然、農業公社の在り方としては段階的にはこれは鹿沼市を目指す、これは間違いございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 大体市長の考えはわかりました。それで、これから行政としてどういうふうにしていくか。営農集団をどうつくっていくのか、あるいはこれから農業公社をどういうふうにするのか。これをもう既に検討してもらわないと、ここでいかに議論をしても、

それから先に進まない。それでは意味がない。ですから、那須烏山市の営農集団をどういう農家と一緒にどういうふうにつくっていくんだ。こういうものを行政のほうで既に用意しておく。

もう一つは、農業公社を抜本的に改革していくんだ。その最初の3年間はこういうふうにするか、こういう具体的なスケジュールをどんどんつくって、これから対応していかなければ、もう10年先20年先に対応ができない。ですから、私はそこを言っているのでありまして、できるだけそういう作業をスタートしていただければと考えます。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、市が中心になってそのような検討会を設けていきたいと思えます。もちろんJAさん、そして議会にもご加入いただきまして、いろいろな関係諸氏と委員会等を持ちながら、那須烏山市のあるべき農業について、そういった検討会等を立ち上げたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

○18番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 2点ほど伺いたいと思えます。

まず1点なんですが、実は平成17年度から南那須町観光協会は、市の監査指導を受けまして一般企業会計に会計方式を改めたところでありまして。農業公社においても、そういう一般企業会計方式を取り入れたらどうかなというふうに思うんですが、そのお考えがあるかどうか。というのは、この予算書、決算書もそうでございますけれども、観光いちご園部門収入、加工部門、野菜直売部門等々いろいろありますけれども、これはやっぱりこの事業単体でくくって、実際に収益が幾らあるのかというような形の会計処理にしたほうがよろしいのではないかなと思うのが1点でございます。

それからもう1点は、パン工房フレーズについてなんですが、これの前段は特産品開発委員会が最初かなというふうに私は思います。実は私もこの特産品開発委員会の委員に属してありまして、経緯が若干わかっているわけでございますけれども、その当初の立ち上げた特産品の開発なんだ、まちの特産品を使うんだというところから、現在のパン工房フレーズの在り方がギャップが出てきているのではないのかな。これは行政の思惑と現場で働いている女性の皆さん方との間にギャップが生じてきているのではないのかなというふうに思うんですが、その2点についてちょっとお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この会計につきましては、そういったご指摘も理事会でございませ

て、この部門別の会計になっていると私は認識しておりますが、事務局のほうにこれは確認をさせていただきたいと思います。企業会計になっていると私は認識しております。

パン工房フレーズの特産品開発につきましては、基本的に今ご指摘のとおりでございますけれども、いろいろと思惑が違っているんじゃないかということでございますが、いろいろと今新商品の開発等も私は意欲的に取り組んでいただいているというふうに思っております、自由な発想の中で取り組んでいただいていると考えておりますので、一部そういった行政との乖離があるのではないかとということでございますが、ある程度の運営が順調にしておりますので、ある程度の自由な発想のもとで今対応させていただいているというところが本質だろうと思っておりますので、その辺のところをひとつ一委員としてかかわっていた久保居議員でございますがご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） この件については、また後日、私の一般質問の中で指定管理者制度問題と絡めてご質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、きょうのところは了解いたします。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 先ほどから話されている農業関係ですね、本当にこれから先の経営は大変だと思います。これから先どうするのかということも大事なんです、私は若干戻りまして、先ほど中山議員が言われたいちご園、パン工房、ふれあいとかあります。年々赤字決算されているわけです。一番悪いのはそこで働いている人の意欲というんですか、自分たちの独立採算性というようなものが欠けているのではないかと。要するにやってくれと頼まれたからやっているというのであれば、今はどちらかということ人は余っているわけですから、もう少しやる気のある人間に変えて、独立採算制を導入すべきだと思います。

その隣接するところのアスパラですか、休耕地があるわけですがけれども、私も近場なものですから、時々栽培しているところの場所を見るんですが、確かに苗は植える。でもその栽培をしている状況を見ると、もう雑草が生えて、本当にこれは利用されているのかと。確かにこの決算書の中でも売り上げが5万弱ですよ。これを見てもお金は少ないですけども、こういったものを考えたときに、土地は市で借りて種も買ってやるから、どうぞここを使って試してみてくれと、こういうふうなものの拡大であっては、これから事業というものは全部失敗すると私は思うんです。

少なくとも、そういうふうに責任を持ってもらって、今、やっている事業、農業公社がやられている事業の見直しをして、そういうふうな自分達の責任を持って黒字に転換していくんだという姿勢を行政から求めるべきだと思うんですが、どのように考えるか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 9月から指定管理者制度で、当面1年7カ月につきましては農業公社にパン工房、いちご園も委託をした経緯は先ほど申し上げたとおりであります。指定管理者制度でございますので、これからも大いにこの独立採算を堅持をしながらやっていくということをさらに啓発をしながら、私はこの意欲を持った経営体質をつくっていかねばならないということは、この働く方も十分認識をされているとっております。

先ほど申し上げましたとおり、あそこで働く若い人も含めて農業のいわば後継者といえますか、大変意欲を持ってやっていただいていると認識しております。新たな商品も次から次へと開発をしていただいて、何とか赤字を埋めるというようなことを努力していただいておりますので、そういった努力は年度ごとの赤字決算を見るとわかっていただけるように、少しずつ好転をしている兆しがございますので、これは意欲のあらわれだろうとっております。さらに指定管理者については、先ほど申し上げましたとおり、さらなる経費節減、これを市としても考えていきたいとっておりますので、大きな指定管理者制度の導入とともに、さらに経費節減に向けた努力をしていきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 確かに言葉では何とでも言えると思うんですね。実績を上げることが大事なんです。1つ、パン工房を見れば、この那須烏山地区には企業も結構あるわけです。そういったところに売り込みにいくとか、やはり積極性がないと知恵は出てこないと思うんです。だから、そういうふうな結果が出るような計画書をつくらせる、決算書ができるんですから、年間で投資に対して利益を出すためにどういうことをやるかという項目をつくって、それを実際に実践させていくという民間手法をやはり取り入れるべきだと思います。結果の出るような、赤字を報告することが目的ではないと思いますので、先ほど言われたように、観光いちご園にしても期間中は確かにお客さんも来ます。観光にも活気が出てくるとは思います。でも赤字では仕方がないわけですから、ひとつもっと前向きな計画書なりをつくってフォローしていく仕掛けが必要ではないかと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 重複になりますので、詳細は省略いたしますけれども、いずれにいたしましても、当面、企業的な感覚を持って赤字解消に向けた努力は最大限努めてまいりたいと思っておりますので、いろいろと施策は講じてはおりますが、いま一步のところまで来ておりますので、さらなる努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） 今、赤字だということを聞いているんですが、例えば5番の加工部門の収入が856万2,602円ですね。支出のほうは832万2,191円、これだとプラスになるんじゃないですか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 市からの繰入金が入っておりますので、その分が赤字だということでございますので、実質赤字だと、これは間違いございません。

○議長（小森幸雄君） 1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） 決算書の書き方が悪いですね、これ。ずらっと書いていて、とにかく事業収入、野菜直売部門収入、乳製品部門収入、4番云々、5番云々、6番云々と。支出についても1番から7番まで非常に見にくいです、はっきり言いまして。要するに対比できるような格好であれば、案外と簡単に話が進むと私は思います。今後、できたらそのような形にしていきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） おっしゃるとおりでございます、私も非常に見づらいかなという感じがいたしております。ただ、このつくり方は県の指導があったりして、また公営企業法に基づきましてつくっているわけでございますが、さらに次年度はわかりやすい決算書になるような形で考えてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） この中で補助金も多分指定管理者制度になると思いますので、そのあたりも入れてほしいと思います。市からの補助金ですね、それも入れてほしいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 市からの補助金は現在、平成17年度の決算におきましては明確に入っているんですが、その関係ですか。平成18年度、指定管理者。指定管理者につきましては補助金の欄が入ってくる計画になってきますので、明確な補助金を入れたいと思いますので。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、報告第2号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、説明のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号については、報告のとおり承認することにいたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時26分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第5 議案第16号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（小森幸雄君） 日程第5 議案第16号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第16号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員5名のうち、野上玲子委員が11月29日をもって任期が満了となります。勇退をされます野上玲子氏は、平成4年10月から14年間の長きにわたり教育委員を務められ、本市の教育行政の振興発展に多大なる貢献をされました。ここに野上玲子氏の長年のご活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今回、新しく教育、学術、文化に高い識見を有する平野加寿子氏を教育委員に任命をしたいと考えております。平野加寿子氏は人格円満、そして高潔であり、本市の教育改革、生涯スポーツ振興等に積極的に取り組み、使命感、責任感の強い方です。健康にも恵まれ、私が推進をしております「明日の希望が見える教育改革」に積極的に取り組み、新しい時代を拓く教育振興のため、意欲十分の方です。

新しい時代を拓く教育振興のため、人格円満かつ高潔であり、学術及び文化に高い識見を有する平野加寿子氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただきましてご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私は大谷市長が提案しました平野氏を否定するわけで質問に立っているわけではございません。この際、池澤教育長に意見をお伺いをしたいと思います。

今月10日付けの下野新聞の日曜論壇で、大谷市長は現在の教育行政組織を批判されているともみなされる文章を投稿されております。実は私もそのとおりに読んで読ませていただいたわけでありまして。そこでお伺いしたいんですが、私には市の教育委員会の役割は何なのか、そして年に何回か委員会を開いているわけですが、どのようなことを議題として委員会の中で審議されているのか。その情報が外部に全く発信されておられませんので、私には理解できないところでありまして。この際、その辺のところをひとつお教え願いたいと思います。

実はこれは数年前のことで合併前ですが、我々議会議員の中の文教福祉常任委員が、我々も学校の現状を知る必要があるだろうということで直接それぞれの学校に出向いていきまして、先生方と面談をしました。もちろん施設その他についても見てまいりましたが、大変勉強になったわけがございます。それでその後間もなくある教育委員さんに、私たちは実はこういうことで学校を見させてもらいましたというようなお話をしたところ、我々教育委員はそのようなことはないんだよという話を聞いてびっくりしたわけです。じゃあ、教育委員さんというのは何をしているのかなと思って、えらくそのときも疑問を持ち、今も持ち続けているものですから、この際、教育長からその辺のところの答弁を願いたいと思ひまして、質問したわけです。よろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤進君。

○教育長（池澤進君） ただいま教育委員の任命同意についてご理解いただいたようでございますが、教育委員会のシステム、あるいは教育情報の市民への公開等々が不足しているのではないかとというようなご質問でございます。ただいま中山五男議員の情報公開等について不足しているということについて、私ども大変心配をしたり、情報公開についてもう少し丁寧にやっていかなければならないという感を強くしたところでございます。

さて、情報公開については、教育委員会は定例の教育委員会を開いてございますが、この定例の教育委員会については、どなたも出席をいただいて、会議のてんまつについて一部始終ごらんいただくことができるようなシステムになってございます。またそのように席等のしつらえもでございます。また、これがご理解されていないというところについては、私どもの情報提供が不足していたということで反省をしまいたいと思ひますが、どうぞご遠慮なく、いつでも定例の教育委員会を開放してございますので、ご出席いただいて様子をごらんいただければありがたいし、それをもってご指導など賜ればありがたいと思っております。

2点目でございますが、学校訪問等について、現在、私ども市の13校の小中学校はいつで

もどこの学校にもどうぞということで、学校開放のシステムを整えてございます。玄関先に訪問者の名簿のところに記載をしていただければ、いつでも学校には授業参観等々、あるいは校長先生の学校経営の方針、指針、あるいは現在の具体的な取り組み、あるいは学校の特性、他の学校とここが違うんだというようなことのお話なども拝聴できることになってございますので、どうぞもし時間がございましたら、ご足労賜ればと思っております。

また、教育委員さんについても、13校の学校には県の学校訪問あるいは私どもも市の学校訪問、学校の校長先生の年間の教育経営あるいは日々の授業の様子等を伺って指導する時間がございます。あるいは学校から招聘される要請訪問等もございます。これには教育委員さんも随時出席しているはずでございます。また、そのような場面に私どもも遭遇しておりますので、現在の教育委員さんはほとんどの方が出られているのではないかなというふうに理解をしております。改めて機会がございましたので、確認等をさせていただきながら不足のところは教育委員さんに十分お話をさせていただきたいと思っております。

以上、3点についてご質問にお答えさせていただきました。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 9月10日付けの日曜論壇に触れさせていただきましたので、補足をさせていただきたいと思っております。

あの記事は教育委員会制度を批判したというふうな記事ではございません。ご理解をいただきたいと思っております。これは私の今置かれている教育改革の意見、そしてそれに対する提言でございます。今、国家的な問題といたしまして、この学力低下あるいはニート、そして食育、もろもろの子供を取り巻く環境が大変荒廃化しているということでございます。それを解決するためには、ただ単に一組織で解決することなく、国全体、しいては那須烏山市で言えば市全体で解決を図るべきだ。そういう必要性からそういった制度の見直しも必要であろう。このような提言でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私も教育委員会につきましては少々認識不足があったと反省もしているわけでありますが、今月5日には、県の教育委員会のほうで真岡のほうまで出向いて移動県教育委員会を開いたそうですね。この目的は教育行政の課題とか内容、役割、それらをぜひ県民に知ってもらいたいというようなことであったそうでして、この会議では教育委員会としての議題が済んだ後でしょうかね、一般傍聴者にも参加していただいて、さまざまな意見を聞いて大変有意義であったという記事にもなっておりますので、さらにこの那須烏山市の教育委員会も開かれた教育委員会になるよう希望いたします。

以上で終わります。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤進君。

○教育長（池澤進君） ただいま中山議員から提言いただきました教育委員会の役割については、これから随時いろいろな情報を機関を通して、あるいは市民の方に周知を図ってまいりたいと思いますが、不足していたということを十分反省しております。

また、教育委員会の傍聴についても、これから啓発をしてまいりたいと思いますが、かつて何回か市民の方に傍聴いただいたことがございますが、これからも意を尽くしてまいりたいと思っております。提言ありがとうございます。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

11番五味渕親勇君。

〔11番 五味渕親勇君 登壇〕

○11番（五味渕親勇君） 教育委員の任命同意について、賛成討論を行います。

ただいま上程中の議案第16号 那須烏山市教育委員の任命同意について、私は任命に同意すべきものであるとの立場から賛成討論を行います。

平野加寿子氏は、平成2年から16年間という長期間にわたる烏山図書館ボランティア活動を初め栃木県立烏山高等学校PTA副会長、及び栃木県立烏山高等学校学校評議委員として学校教育のみならず、生涯学習という観点からも本市の教育振興に力を注がれております。また、合併協議会委員として那須烏山市誕生のために活躍をされ、市行政全般にもご尽力をいただいております。これからの教育行政においては、学術及び文化に高い識見を有することはもちろんのこと、教育をあらゆる方向から見つめることが重要であることから、まさに平野加寿子氏は最適任者であると考えます。何とぞ決定どおりご可決くださいますようお願いを申し上げます、賛成討論の報告といたします。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第16号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 議案第17号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小森幸雄君） 日程第6 議案第17号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第17号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することとなっております。

現在、人権擁護委員であります大山勝道氏並びに小幡浩幸氏、高野とみ子氏の3氏が平成18年12月31日をもちまして任期満了となりますが、合併に伴いまして人権擁護委員の定数が減員になってまいりますので、引き続き高野とみ子氏を、新たに鈴木三男氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

今回勇退をされます大山勝道氏は平成3年9月から5期15年間、小幡浩幸氏は平成6年9月から4期12年間にわたり、人権の擁護と人権思想の普及高揚にご貢献をされました。ここに大山勝道氏並びに小幡浩幸氏の長年のご活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

高野とみ子氏は平成16年1月から1期3年間にわたり人権思想の普及と啓発に努められ、その高揚に立派な業績を挙げられております。また、鈴木三男氏は本市の教員として長年奉職され、平成16年3月烏山小学校長を最後に退職をされた方でございます。ご両人ともに人格識見が高く、温厚誠実なお人柄で、地域住民の信望も厚く、広く社会の実情に通じておりまして、人権擁護委員として活発な活動が期待できる方々でございます。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして、ご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

11番五味渕親勇君。

〔11番 五味渕親勇君 登壇〕

○11番（五味渕親勇君） 人権擁護委員候補者の推薦について賛成討論を行います。

ただいま上程中の議案第17号 人権擁護委員候補者の推薦について、私は推薦すべきものであるとの立場から賛成討論を行います。

高野とみ子氏は、栃木県職員として保健福祉分野を中心に38年間奉職され、人格識見ともに高く社会に通じており、人権擁護委員として引き続き活躍を願うものであります。

鈴木三男氏は、南那須地域の教育に力を注がれた方であり、平成16年3月に烏山小学校長として退職されるまで38年間、小中学校教員として奉職されました。その温厚誠実なお人柄は地域住民の信頼も厚く、今回新たに推薦する人権擁護委員として最適任者であると考えます。

何とぞ決定どおりご可決くださいますようお願いを申し上げ、賛成討論の報告といたします。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第17号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第7 議案第9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条及び地方自治法第138条の4の規定に基づき、市が作成する国民保護計画の審議や国民保護のための措置に関する重要事項を審議する市長の附属機関としての国民保護協議会を設置し、運営をするために制定をするものでございます。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 命によりまして、議案第9号について補足説明を申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に第1条関係につきましては、趣旨を定めたものでありまして、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法第40条の規定に基づき、市町村協議会の組織及び地方自治法第138条の4に基づく市長の附属機関として協議会を設置し、その組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めることとしたものでございます。

第2条につきましては、法第39条第1項の規定により、市町村に市町村国民保護協議会を置くこととされていることから、市に国民保護協議会を設置することとしたものでございます。

第3条関係につきましては、所掌事務を規定したもので、法第39条第2項に市町村協議会の事務が2項目ほど明示されてございまして、その内容と同一とし、第1項では国民の保護の

ための措置に関する重要事項を審議、第2項では重要事項について市長に意見を述べることといたしたものでございます。

第4条は、協議会の組織を定めたもので、法第40条に会長には市町村長をもって充てる。第4項には指定行政機関の職員、自治会に所属する者、都道府県の職員、助役、教育長、消防庁、市町村の職員、指定公共機関または指定公共機関の役員または職員、知識または経験を有する者のうちから市町村が任命することというふうになっております。第5項第1項から第6項まではそれらの役職をもって、第7号においては、市職員から指名することとし、その委員数につきましては委員は非常勤とし、最大16人で組織することといたしたものでございます。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。第5条関係につきましては、専門の事項を調査させるため、関係指定地方公共機関の職員、栃木県の職員、市の職員、知識、経験を有する者をもって専門委員会を置くことができることとし、その委員は非常勤といたしたものでございます。

第6条は協議会の報酬及び費用弁償について、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の定めるところにより、支給することといたしたものでございます。

第7条は協議会の庶務は総務部総務課が行うことといたし、第8条では、特に議会の議事、協議会の議事、運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定めることといたしたものでございます。

施行期日につきましては、公布の日といたしたものでございます。

以上で補足説明を終わりにいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 私はこの緊急事態に対応するための法律の設置は結構なんですけど、ただ、第4条組織のところ、第5号の委員の関係なんですけど、全市を挙げて対応するということであるならば、本来は民間の方も入れたらどうかなというふうに思うんですけど、まずこの意図、行政機関に携わる者だけのようですけども、この辺の答弁をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この関係につきましては、先ほどお話し申し上げましたように、国民保護法の第40条ですべて明示をされております。そういうことから、市町村の考えで委嘱をするということができませんので、あくまでも法律に基づいて設置をしたということをご理解をいただきたいと思います。

○14番（水上正治君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 9号、10号、13号が同じ関連なので一括して提出されればよかったかなと思うんですが、それはさておきまして、国民保護法協議会設置及び運営条例の制定ということですが、この国民保護法に基づく協議会の設置と運営でございますが、これは全協のときもちょっと申し上げましたが、いわゆる総合防災計画の那須烏山市版をつくるというようなものではなくて、日本有事の際、戦時状態ですね、その際に、市が武力攻撃事態法に基づいて国民保護法をどのように適用するか。2003年6月に成立した武力攻撃事態法を受けて、2004年6月に制定した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、また米軍支援法、特定公共施設利用法など関係7法に基づいて、この国民保護計画をつくり、国民保護の協議会を設置するというところで進められているものと思います。

それで、この国民保護計画の県版はもう既に県のほうではできておりますが、市のほうとしては、この制度によれば2006年度中には市町村段階でもこの計画づくりをするというふうに聞いておりますので、今後これをつくっていくというふうに思われます。

そこで、この武力攻撃事態法そのものでございますが、これは我が国が外部から武力攻撃を受けるという武力攻撃、武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められた事態、これを武力攻撃事態というんですが、さらには武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態、これを武力攻撃予測事態ということで、予測の範囲まで包含したということです。

これは大変危険なことで、日米安保条約でも日本の施設、施政下の領域、領海への直接の武力攻撃がない場合の日米共同軍事作戦を認めていません。これは他国への先制攻撃や侵略、集団的自衛権を認めない日本国憲法が制約を持っているからであります。

ところが、これが日米政府のガイドラインに基づいて、予測事態まで入ったということですから、例えば日米の特に米軍の周辺事態に日本が動員されるという法律だということになります。さらには、この武力攻撃事態法で国民保護をどのようにするかという点で3つありまして、1つは国民保護法、それと米軍の行動を円滑効果的に実施させるための措置、米軍支援法、さらには自衛隊の行動を円滑効果的に実施させるための措置、これが自衛隊法の改正です。基本的には国民保護というのが一方でありながら、米軍行動の円滑効果が認められるように、自衛隊の行動の円滑効果が認められるように、こういう措置をとるということを包含しているわけがあります。

そういう中で、どちらを優先するかということですね。これは明らかに米軍及び自衛隊の行動を優先することなんです。その中で国民の基本的な人権は、例は申し上げませんがいろいろと制限される。もちろん公共施設や民間施設あるいは公務員や民間人が体制に必要なだと

ということになれば、それに協力をせざるを得なくなりますし、それに協力参加しない者は罰せられる。こういうような法律だということです。

延々とやっているとならでもしゃべれるんですが、問題はそういう中で市長の附属機関として国民保護協議会を設置するということではありますが、この国の法律によれば、退職自衛官等をこの協議会に参加させるというようなことがあったんですが、今回はそれが無いようなのですけれども、その辺はないということですね。それが1つ。

2つ目は、先ほど申し上げましたように、武力攻撃事態法に基づいて、有事の際に国民保護体制を国あるいは県の統制下のもとで市町村が体制をとるわけですが、そのときの那須烏山市の国民保護計画、これはいつごろ、そしてどのような方法で策定をする考えがあるのか。これについてのご答弁をいただきたいと思います。

さらに、第5条に専門委員を置くということになっておりますが、この専門委員というのは専門的な知識または経験を有するものということですが、先ほど私が述べたように退職自衛官等など有事の際のいろいろな訓練や知識などを持っている方はなかなかいないと思うんですが、そういう場合にこういうことが適用されて、この専門委員が設置されるのか。それとも、公務員等がこの専門委員になって調査をするのか。その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

まず第1回目の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（小森幸雄君） 午前中に引き続き再開いたします。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 3点についてお答えを申し上げます。

最初に自衛隊関係は今回、メンバーから除いてございます。この理由につきましては当那須烏山市には自衛隊の基地もない。また、自衛隊関係の事務所等もございませんので、今回は自衛隊については除いて組織をつくってございます。

次に国民保護計画関係でございますけれども、これにつきましては県、市町村、地方公共機関、指定公共機関等については法的に内容がすべて定められております。特に市町村関係につきましては、地域住民と一番近いということから、住民の避難、誘導関係についてはやはり安否確認等においても期待されているというのが今の機能分担というふうになってございます。この国民保護計画につきましては、今年度少なくとも3月いっぱいまでには素案ぐらいま

ではこぎつけていきたいというふうに考えております。できればすべて計画が完成するということが求められているわけですが、少なくとも素案ぐらまではこぎつけていきたいと考えております。

次に専門委員関係、第5条関係でございますけれども、これにつきましては第5条第1項において置くことができるというふうになってございます。これについては、特に置くことができるということから、必要に応じてつくるということになってまいるわけでございます。特に栃木県の計画等を見ますと、専門委員の設置関係等については原子力災害を想定しているわけでございまして、そういうものの想定が必要な場合等については置くということで今後対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） この国民保護法が武力攻撃事態に対応する立場から、米軍の行動が円滑効果的に実施されるため、なおかつ自衛隊の行動が円滑効果的に実施されるためというものと一緒に国民保護というふうにあるわけでありまして。そういう中で、よくここで誤解されるのは、外部から万が一不当な侵略があった場合とか、大震災や大規模災害のときに政府や地方自治体が国民の保護にあたらなければならない。これは当然ですね。しかし、有事法制における国民保護計画というのは、こういうような災害救助における住民避難計画とは根本的に違います。これは国会でのやりとりでも明らかであります。この有事と災害はどう違うのかという問いに対して、政府は、災害はそれぞれの地方自治体が責任を持つ。有事法制は国が指導すると明確なんです。これは当然です、戦争状態ですから。そういう中で米軍及び自衛隊が優先して、国民を戦時体制の中で誘導するという事で、それに従わない場合には罰則もあるということですから、非常に憲法の基本的人権を認めないということの問題があるということでもあります。

さらに、日本は世界でただ1つの被爆国であり、さらには先の戦争でアジアに対して大変な迷惑をかけたということから、今の平和憲法をもって国際紛争を解決する手段として武力をもって攻撃するというのではなくて、平和外交や国連を中心とした平和交渉に基づいて、こういうような戦争状態にならない道を探求してきたわけでありまして、今回の武力攻撃事態法はそういう立場とは全く異質で、戦争状態を想定して国民を保護するという立場から誘導する。そして、米軍や自衛隊を優先する。それに逆らうものは罰則を持つ。こういうことなんだというふうに訴えたいわけでありまして。

北朝鮮のテポドンの発射問題もありましたが、あれにつきましても我が党は非常に遺憾であり、どんな理由があるにしろ、周辺でああいう行動をとることは問題だということで抗議声明

を出しておりますが、問題なのはああいうテポドンが発射されても、国民に政府見解としてそういう攻撃あるいは実験があったということが周知されるまでには数時間かかっているんですよ。実際にはミサイルが発射されて、日本には六、七分後には着弾するわけでしょう。それが何時間もかかってそういうことだと、しかも米軍の情報に基づいて、それを官房庁や外務省が国民に周知をするというような事態ですから、それを受けてから国民保護だというようなことで、全然現実にも合わないわけです。

したがって、ああいうような無謀なことを起こさせないための平和的な外交や、それを包囲するような国際的な運動を起こすことこそ必要だというふうに思うんですけども、この国民保護協議会設置及び運営ということで、国のそういう指示に従って国民保護を進めるという立場から、協議会の会長を務められる市長はどのように考えるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 本部長になる予定でございますので、私からそのことについてお答えをさせていただきますが、なお武力等のことにつきましての論戦につきましては、平塚議員については到底かありませんので論戦を挑むつもりはございませんが、本部長の立場としての役割を意見として述べさせていただきたいと思っております。

この条例制定の背景を考えてみますと、確かにおっしゃられるように武力攻撃事態あるいは緊急対処事態を想定をいたしまして、これを国民の生命、身体及び財産を保護するという立場から、国民の保護のための措置条例であると私は認識をいたしております。

したがって、先ほど総務部長からお答えを申し上げましたとおり、私たちがやる役割というのは避難、誘導であり、そして、安否確認あるいは情報等の収集、情報の伝達、こういうところが私たちの役割と認識をいたしておりますことから、この条例についてはぜひこのようなことをご理解をいただきまして、ご同意くださいますようお願いをいたしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 有事の際の国民保護だというふうに市長はおっしゃいますけれども、今まで他国を攻めるだの侵略するだのと言ってやった戦争は日本はないんですよ。大東亜共栄圏を守るとか、国を守るために出撃するとか、そういうことで先の侵略戦争というのはやられているわけです。だから、国民保護と言いながら、実際は米軍と一体となって周辺事態で何か問題があったときには日本全体を有事の体制をとる。これが国民保護法だというふうに思うわけです。

そういう意味で、最後の項にあった私の質問に対して答弁がありませんでしたが、大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交や政治の力で抑えることができると思います。

有事法制の具体化を進めるのではなくて、有事を起こさないための平和外交の努力こそが重要だ。後藤田正晴元国土庁長官が、60年間、この平和憲法をもって他国を攻めなかった。したがって、戦争で犠牲になる人はいなかったというふうに言っているんですが、その根本が私は揺らいでいるというふうに思います。そういう意味で、有事法制の具体化ではなく、有事を起こさせない平和外交の努力こそ重要だというふうに思いますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 有事防止のための外交というのは当然必要でございます。これは大いに政府、国でもってそういったところを真剣に、あくまでもOAあるいは国を守る、これは極めて重要な大きな役割のところでございますから、大いにそういったところも地方としては意見を述べさせていただくことは同感でございます。

一歩ひるがえってこの条例に関して言えば、このような条例の趣旨にもございますとおり、この国民の保護のための措置に関する重要な事項を審議をするというふうに協議会がなっておりますことから、あくまでも地域住民の生命、身体、安全の確保、そのために避難、誘導、そして安否確認等の情報の伝達あるいは誘導するということが主なる協議会の役割でございますので、その辺の役割をきちっと明確にした上で私は本部長を務めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 市長に1点と、担当部長から2点ほど答弁をいただきたいと思っております。

今回の条例改正は、他国から武力攻撃を受けた場合に備えての市の協議会を設置するというものでありますが、そうなりますと、この憲法第9条、これも無意味ではないかと思っているわけでありまして。市長もご承知のとおり、この憲法第9条では日本国民は他国に対し戦争と武力行使を行わない。そして陸海空軍その他戦力を保持しないと明記されているわけでありまして。

ところが現実の問題としては自衛隊と称して兵力もあります。戦闘機も持っています。戦艦も持っています。さらには来年からは戦艦からの迎撃ミサイルも配備するようでありまして。おとといでしたか、情報収集衛星も打ち上げております。これらのことは結局憲法第9条からは現実離れしているのではないかと、そのようなことから改正の動きがあるわけでありまして、大谷市長はこの5月、憲法改正を問うアンケート、これに対してどちらとも言えないとそのような回答をしておりますが、現在どのように考えておられるか。これが1点。

次に担当部長に答弁を求めますが、この条例の第3条（1）の後段に重要事項を審議すると

あるわけですが、この重要事項とは何を指すのかをお伺いいたします。それと、この重要事項等について協議会を設置し、いつから審議活動を始める予定か、これについて答弁を求めます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 憲法第9条の是非論につきましてお尋ねがございましたけれども、このことについては、今でも私はどちらとも言えないというようなあいまいな立場をとらざるを得ないというよりも、どちらとも言えないと申し上げておきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 重要事項という条文が出てきております。これらについては現在想定しておりますのが、今後作成いたします国民保護計画を想定をいたしております。あとその他については、法律が施行されて実態的にはまだ動いておりませんので、そのときに応じて重要事項については変更がされてくるのかなというふうを考えております。先ほど申し上げましたように、重要事項については、現時点で考えておりますのは国民保護計画ということでご理解をいただきたいと思っております。

あと審議活動関係につきましては、遅くとも今年度素案を作成いたすということで基本的には考えてございまして、その素案等ができた段階で審議会等を開催をして、重要事項等の審議をお願いするということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解することにいたします。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例につきましては、市長の提案理由の説明また担当部長の説明があり、会議規則第60条第2項の規定によって質疑を省略することを動議として提出いたします。

○議長（小森幸雄君） ただいま動議が出ました。質疑を打ち切ってよろしいですか。

7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 佐藤議員の動議に賛成をいたします。

○議長（小森幸雄君） 賛成がおります。これで質疑を打ち切ります。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については総務企画常任委員会に付託をいたします。

◎日程第8 議案第13号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第8 議案第13号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例において任命されます那須烏山市国民保護協議会委員の報酬について、日額5,000円を支給するため条例の一部改正を行うものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） こういう経費がぼんぼんかかってくるという現状が多いんですよね。できましたら、条例等ありますが日額5,000円をゼロにするとかできないものか。執行部のほうには考えていただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 非常勤の特別職関係については、月額とか年額とか日額ということで非常勤特別職についてはすべて定めてございます。今回、日額5,000円ということは市として一番安い金額で定めております。これをゼロにできるかどうかということにつきましては、単純に考えればゼロということもあり得るというふうに思います。しかし、非常勤特別職等の位置づけ、また報酬等を払わないと非常勤特別職の公務災害等が起きた場合については問題も生じるということがございまして、今回、非常勤の特別職ということで日額5,000円を支払うということで提案をいたしたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） これもいわゆる職員の総人件費のほうにかかわってきますよね。前から言っていますように、この前の議会でも話しましたように、税収が26億6,000万円で、職員の総人件費が26億7,000万円だという状況の中で、まとめて後で言いたいとは思っていたんですが、こういうものはなるべく切っていく方向にすべきじゃないかと私は思っています。でも、やむを得ないということでしたら結構です。終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、松本議員の意見につきましては、まだこういった組織も設置されない段階でございますので、議員の意見といたしまして拝聴させていただくことにいたします。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私は松本議員の反対の立場で意見を申し上げます。この条例の中で日当というのはほとんど5,000円ですね。一部については1万円のところもあります。私は日当は安過ぎるのではないかという立場から意見を申し上げます。

市役所の職員、高卒の初任給でさえ13万8,400円、これを仮に1カ月20日で割りますと6,920円、約7,000円ですね、1日。それにボーナスもつくわけでありまして。非常勤職員1日当たりの勤務時間、これは2時間、3時間で終わるにしても市の重要な任務にあっているわけでありましてから、私は逆に引き上げる必要があるというふうに感じているところです。今回、この5,000円を否定するわけではありませんが、このことについても市長としてこれから検討すべきと思ひまして、私の意見として申し上げます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 賛成のご意見もいただきましたので、賛成、反対両意見を拝聴させていただきまして検討させていただくことにいたします。なお、先ほどの委員でございますが、今、確認をいたしましたところ、非常勤特別職の中で5,000円に該当する方は消防団長だけのご様子でございます。あとはみんな無報酬ということになりますので、つけ加えさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにいたします。よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第13号については、所管の常任委員会に付託し

たいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、総務企画常任委員会に付託をいたします。

---

◎日程第9 議案第10号 那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第9 議案第10号 那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、市が実施をする市の区域にかかわる国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる那須烏山市国民保護対策本部等を設置し運営するために制定するものでございます。

詳細につきましては総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第10号について補足説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1条関係につきましては趣旨を定めたものでございます。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び法律第183条の規定に基づき、国民保護対策本部及び緊急対策事態対策本部に関し必要な事項を定めることといたしましたものでございます。

第2条は対策本部の設置を定めたもので、法第25条第2項の条文については内閣総理大臣は閣議の決定があった場合は総務大臣を経由し、都道府県知事及び市町村の長に通知をするというふうになってございます。

法第27条では、指定の通知を受けた市は国民保護対策本部を設置しなければならないこと

となっていることから、本市においても、通知を受けた場合は直ちに対策本部を設置することとしたものでございます。

第3条は所掌事務を定め、第4条は対策本部の組織について、法第28条の規定に基づき本部長には市長、本部員には助役、収入役、教育長、消防長、または消防員及び市の職員で組織することとしたしてございます。

第5条第1項は情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ会議を開催することとし、第2項では法第28条第6項の規定に基づき、対策本部に職員以外の者を出席させることができることとしたものでございます。

次に2ページをごらんいただきたいと思います。第6条対策本部に部、第7条は現地対策本部を必要に応じ置くことができることとし、部長、現地対策本部長、部員については本部長すなわち市長が指名することとしたものでございます。

第8条は緊急対処事態対策本部についても第2条から第7条までの規定を準用することとしたしてございます。

第9条は規定、要綱等により必要事項を市長が定めることとしたものでございます。

施行期日については公布の日といたすものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第10号は国民保護対策本部の設置及び運営条例の制定というところでございますが、先ほどの国民保護協議会設置は、市長の附属機関として国民保護協議会を設置しとあったんですけれども、今回の対策本部の設置というのは、市長以下市のトップで対策本部を進めるということですが、運用はどういうふうになるのか。協議会は、あくまでもこういう有事に備えての協議会で協議を諮って、実際、有事の際には、この対策本部が協議会や計画に基づいて国民保護の事務を執行するというふうになるのか。この辺の協議会の組織及び運営、開催、さらに対策本部の設置及びその準用、これはどのようになるのか、このシステムをちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森勝君。

○総務部長（大森 勝君） 協議会と対策本部関係につきましては、協議会等につきましては平塚議員が言われたとおり、事前の計画とかそういうものを審議していただくということになります。対策本部等につきましては、基本的には国から県を通じて市町村に流れてきて、災害を受けているという実態から、本部をつくりなさいという指示を受けて、つくるということ

になると考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そうしますと、例えば協議会等で基本的人権にかかわる国民の生命、財産や問題等についての細かな取り決めがあったとしても、この対策本部で国、県のあるいは米軍のいろいろな指揮に基づく自衛隊の行動も含むんですけれども、そういうようなものが上から来た場合の指揮命令あるいは誘導も含めて、それに従う行動、そういうものをつかさどるのがこの対策本部だというふうな考え方でよろしいんですね。

そうしますと、先ほども言いましたが、米軍及び自衛隊の実行が円滑かつ効果が上がるようにするための国、県を通じての執行というふうになるのが対策本部だというふうに私は思いますし、日ごろからそういうものに備えて有事想定をする協議機関がこの協議会だというふうに私は考えるわけです。そういう意味で、非常に国民保護と言いながら、有事を想定して米軍や自衛隊の行動に国、県、指定市町村が統制を受け従う。従わない者は罰則を受ける。こういうような流れで進むんだというふうに私は思っているんですけれども。

協議会というのは本部が国民保護という名のもとにいろいろな事務事業を執行している場合に、協議会はあくまでも事前に開いた段階で後は本部にお任せということで、協議会はそれ以降は開かれないとか、シビリアンコントロールではありませんが、協議会として対策本部にこうしてほしい、ああしてほしいというような要望は出しても届かないのかどうか、そういう点で、もちろんこれは対策本部と一体のものだと言われればそうかもしれませんが、協議会は対策本部設置後は対策本部にすべていろいろな指揮命令系統を掌握願って、協議会はそれを傍観しているということではないのでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 協議会の主な役割等につきましては国民保護計画の策定、避難場所とか誘導関係の基本的な事項を当然審議をいただいて、それで作成をするということになります。対策本部については、実質的な実施機関ということになってまいるといふふうに思っております。特に、そういうことがあった場合については、警報の伝達とか救護の実施、安否情報の収集、退避の指示、水道の安定供給等については、この対策本部のほうで実質的に行っていくというふうに考えておまして、当然、協議会のほうにつきましては上位委員会ということで位置づけをしてございます。対策本部関係については、すべて内部の職員で行うということになってございまして、そういうことで指示、伝達等について行っていくということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） ただいま上程中の第10号議案について質疑をいたします。

このような条例は永久に機能しないことが私たち市民の願いであります。しかし、仮に不幸な事態が発生するときはこの対策本部がどのような機能をするか、我々も注目をしてこれから見守っていかなければならないと思います。市民へ対する情報伝達方法はどのようなことを考えているのかお聞きします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 避難関係の伝達につきましては、那須烏山市に置きかえてみますと、現在、消防の防災無線というのが南那須地区にございます。これについてはフル活動をさせていただきたい。烏山地区についてはまだ具体的に計画はしてございませんけれども、伝達手段というものは市直接のものはございません。そうしますと、サイレンを鳴らすという方法論も1つ考えられるというふうに思っております。そのほかに、市にあります広報車等の利用、そういうものを利用して広報をするというのも1つであろうと思っております。これらの細部等につきましては、計画の段階においてより具体的に明示をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） まず非常事態というのは常識的に真夜中から未明にかけて行われるのが、私どもが今まで知識あるいは経験している戦争の開始の状況だと思います。そういう未明あるいは夜中の広報活動、これは職員も緊急の出動をしなければなりませんので、これらの対応についてどのように考えているかお聞きします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森勝君。

○総務部長（大森 勝君） 災害対策等についても、水害等の対応についても全く同じだと思いますけれども、これらについては職員について非常呼び出しをかけるということを基本に進めていきたいというふうに思っております。しかし、夜とか何かになりますと、逆に危険等もはらむということもあると思いますので、具体的には私どもも頭の中でいろいろの想定がまだできておりませんので、これから職員ともども計画の段階で意見を交換をしながら、そういうものについて築き上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 3回目ですので簡単にまず意見を申し上げます。防災無線は難聴地区があります。これらの解消に向けて取り組んでいただきたい。

それから先ほどサイレンという項目がありましたが、これは回数を決めておいて市民にあらかじめ知らせておいたほうがいいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） サイレン関係については、やはり今ご指摘のように長さとか回数というものはきちんと定めておかないと、住民に周知ができないということがありますので、ご意見を踏まえながらそういうものを決めていきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 携帯電話の不感地域を初めといたしまして、難視聴地域が那須烏山市は大変多い地域になっておりますので、これもいろいろと過日の議会等あるいはご質問に答える形でお話をしておりますように、一日一刻でも早い不感地域を全面なくす、そして携帯電話が自由にできることが災害の避難、誘導あるいは情報伝達には一番いい手段であると確信をいたしておりますので、その不感地域解消に向けて最大限の努力を傾けていきたいと考えております。

○20番（高田悦男君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第10号については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については総務企画常任委員会に付託をいたします。

---

◎日程第10 議案第11号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第10 議案第11号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市における工場立地は、近年の景気の動向や国内産業の空洞化の進展により極めて厳しい状況でございます。また、立地する企業等のニーズは、交通の利便性、用地の確保、さらには地域立地環境に対する要求など複雑多様化しております。一方、各地方公共団体における企業誘致活動は、地方交付税等の減額等から、自主財源の確保及び定住人口の増加を図る有効な手段としてさまざまな事業が展開をされております。さながら企業誘致合戦の状況を呈しております。

那須烏山市企業誘致及び立地を促進する条例は、企業誘致を積極的に推進し、あわせて市内企業の育成と高度化を図るための企業に対する優遇措置を定めたものでございます。

詳細につきましては経済環境部長より説明を申し上げますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 命によりまして議案第11号 那須烏山市企業誘致及び立地を促進する条例につきまして詳細説明をいたしたいと思っております。

1 ページをごらんになっていただきたいと思っております。第1条は目的でございまして、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図るために企業誘致及び立地を推進し、既存企業の規模の拡大及び技術の高度化を促進し、経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的といたしているわけでございます。

第2条は用語の意義でございまして、（1）誘致地域等につきましては、都市計画法の第9条第10項に規定する準工業地域、同条の第11項に規定する工業地域、12項工場専用地域でございます。イは国、県、市または出資した事業主体が造成した工業用地でございます。ウは市長特認事項でございます。

（2）は対象業種でございまして、イは製造業その他規則で定める業種、イは市長特認でございます。

（3）は生産施設等でございまして、対象業種の事業の遂行に必要な施設をいうということでございます。

第3条は優遇措置でございますが、目的を達成するために企業誘致において生産施設等を新たに設置し、または増設する法人または個人に対する優遇措置としまして、企業立地の奨励金を交付するというところでございます。

2は家屋及び償却資産あるいは敷地となる土地にかかる固定資産税並びに賃借料その他使用目的とする権利の対価の額に基づいて算定するものでございまして、その交付等については別表に定めているものでございます。

第4条は対象事業の認定申請でございますが、事業者は市長に認定を申請するというところでございます。2項は市長は申請があった場合、審査をしまして認定をするというところでございます。その審査の要件でございますが、(1)は生産施設等を新たに設置し、または増設して行うものである。(2)は公害等の発生防止の措置が配慮されている。3項につきましては、認定を行う場合は条件を付することができる。4項は操業を開始したときは、市長に届け出をするというところでございます。

第5条奨励金の交付申請でございますが、事業者は市長に対しまして申請をするというところでございます。2項は申請があった場合、やはり審査機関にかけまして交付を決定するということであります。交付決定の要件につきましては(1)につきまして操業に必要な費用の支払いが完了しているというところでございます。(2)につきましては継続性が確実に見込まれるというところでございます。(3)につきましては税、使用料、これらの滞納がないというところでございます。

第6条は申請事項の変更等でございますが、事業者が変更事項を生じたときは延滞なく市長に届け出をするというところでございます。2項につきましては申請があったときは、これらを審査しまして、適当と認められた場合には変更を承認するというところでございます。3項は、変更を承認したときは交付した奨励金を下回るとき、全部または一部の返還を命ずることができる。4項につきましては、条件をつけたものについては削除したり変更することができるというところでございます。

第7条は認定及び交付決定の取り消しでございますが、市長は交付の決定を取り消すことができるというところでございまして、取り消す要件につきましては(1)につきましては第4条第2項の規定に該当しなくなったとき。(2)は稼働開始が遅延したとき。(3)は廃止または休止、縮小したとき。(4)は不正の手段によって対象事業の認定を受けたとき。(5)は条例に基づく規則に違反したとき。(6)は市長特認でございます。

第8条は奨励金の返還でございますが、認定及び交付の決定を取り消した場合、全部または一部の返還を命ずることができるというところでございます。

第9条は報告及び調査でございますが、市長は事業者に対しまして報告を求めたり、調査を

させることができるということでございます。

第10条は対象事業の休廃止及び承認でございまして、休廃止の届け出をするということでございます。2は事業を引き継いだ者、その旨を申請しまして承認を得るということでございます。

以上でございまして、この適用は公布の日から適用とするものでございます。別表の第3条関係につきましては、立地企業奨励金、交付期間内の各年度の対象固定資産税に相当する額でございまして、さらに交付期間内の各年度の年間の対象賃借料に相当する額の100分の10に相当する額。交付期間はいずれも3年でございます。交付期間内に交付する限度額、対象固定資産税の課税標準額が5億円以下の場合2,000万円でございます。5億円から10億円以下の場合4,000万円、10億円を超えた場合は1億円でございます。賃貸借の場合は2,000万円以下でございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 6月の議会で市民に対する報奨金の決定がされました。今回9月の定例会でこれが出てきたということは、普通から言うと逆だなと思うんですが、出てきたことに対してはいいことだと思っております。

さてその中で、二、三質問させていただきます。事業主体が造成した工業団地ということが1のイのほうに書いてあるんですが、市が造成する予定がまずあるのかなのか。第2条の1のイですね、第2条3の件について、生産施設等、これはいわゆる物流企業等が含まれるのかどうか。この優遇措置なんです、このほか考えられないのか。3年間で固定資産税額の標準額が5億円以上の場合2,000万円だと、これが3年なのか5年なのかとか。例えば水道料金だとかその他何か考えられないか。

それともう1つ、先日の話ですと、南那須地区については網が全然かかっていない。ですから、どこにでも工場は建てられるという話があったんですが、それでも今まではなかなか工場が来れなかったという現状をたくさん聞いております。その場合、最後まで市のほうが土地交渉まで含めてやっていただけるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 政策的な分野につきましては私からお答えをいたします。

まず、企業団地の造成でございまして、このことは考えておりません。また、この優遇措置

の中でこの数値にかかわるもの以外に、市としてどのような優遇策がというお尋ねでございますが、土地あるいは自治会等の説明につきましては、大きく規制を緩和させていただく観点から、市が窓口になりまして面倒を見させていただく。このようなことを考えておりますので、特に土地問題あるいは環境問題あるいは地域住民との問題、こういうことについては市が中に入る形で調整をして円満円滑な導入が図られるよう万全を期したいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 物流企業が対象になるかどうかでございますが、規則の中では小売業は対象になりませんが、商工業等物流企業は対象になるということでございます。

○議長（小森幸雄君） 質疑中ですが、松本議員、経済建設常任委員でしょう。付託予定案件なんです。その辺で総括的にはいいですけども、細かいのは常任委員会をお願いします。

1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） 先ほども申しましたように、この企業誘致の促進を進める条例をこのように出していただいたこと、これから一生懸命になって市自体がやらないといけないと思っております。皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 過日の臨時議会でもお答えいたしましたように、この条例が可決をされるならば、これを営業の手だてといたしましてトップセールスをかけてまいります。私もトップセールスマンに戻りまして奔走する覚悟でございますので、ぜひその辺のところのご支援もいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17 番中山五男君。

○17 番（中山五男君） 担当部長に1点お伺いします。

5 ページの別表を見ていただきたいんですが、そこで交付額は固定資産税相当額から全納報奨金等を差し引いた額を3年間にわたって交付する。ただし、その限度額は1億円と解してよろしいのでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） これは交付期間内の各機関の第70条の第2項を指しているんだと思うんです。これは税の第70条の第2項というのは全納奨励金のことを言っているわけございまして、第1期を納めたときに全納奨励金を納めた方に支払うわけですね。その支払った金額につきましては、例えば1億円の中の交付額からその全納奨励金を支払った額は差し引いて交付しますという意味でございます。全納奨励金を払っておりますので、それを含めて交付しますと二重交付になってしまいますので、こういう形になるわけでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） そうしますと、この表の右側の交付額は課税標準額によって5億円、10億円、10億円を超えるものと3つに分けてありますが、この3つに分けた理由が何なのか。この課税標準額にかかわらず先ほど言った固定資産税当初額から全納報奨金を差し引いた額が交付額だとするならば、なぜこの3段階に区分したのか。その辺のところを理解できないんですが、答弁を求めます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 3段階に分けた意味は、大きな意味はないのでございまして、これは例えば全部1億円以下ということになれば、PRについて訴えるものが非常に少ないのではないかと。例えば分けて、5億円以下の場合2,000万円、10億円以下の場合4,000万円、10億円以上1億円。そのほうが非常にわかりやすいのかな。そんな感じをもって分けているのでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） そうしますと、課税標準額にかかわらず交付率は同じだと解してよろしいわけですね。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） はい。固定資産税の場合はおおむね100分の1.4でございまして、それらの金額に相当する額を交付するというのでございまして、この枠にはこだわらないということでございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 私も担当委員会なんですけど、ちょっと政策的なことなので市長にお伺いしたいんですが、今回、この条例の中に立地ということを入れて、これは非常に私も誘致だけでなく立地ということによかったなというふうに思うんですが、奨励金の額の中に、工場に来てもらうのが一番なんですけれども、土地の提供の人、例えば賃貸の場合ですね、賃借料の10%の支給があるわけなんですけれども、優良農地なりあるいはいい土地を貸したいという希望もあるんです。その人が全く恩恵をこうむらないと思うんですがどうでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず条例の名称は誘致及び立地を促進する条例とさせていただいたことは今、水上議員ご指摘のとおりでございまして、既存の企業も対象にするよということでございますので、これはそのようなことをご理解いただきたいと思っております。

土地の問題でございますが、これもいろいろ内部で検討した結果このようなことになりましたが、いずれにしてもお貸しする場合は、その誘致企業や増築をする既存の企業でも地代をいただくこととなりますので、この優遇策というよりは地代をいただくということでご理解いただけるのかなというふうに解釈をしております。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 確かに地代はいただくんですが、宅地以外の地目から宅地に地目がえすと、本当に高い課税標準になるんですよ。特に住宅の場合は軽減措置はあるんですが、倉庫だとか工場だとかということになると、評価額イコール課税標準になりますので、そこまで考えて地代を設定しているというのは意外と少ないので、その辺のことをちょっと担当課で考えるといいかなと思ひまして提言しました。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） ご指摘の点もあると思いますが、今後担当課のほうでも検討させていただきたいと思ひますのでよろしくをお願いします。

○14番（水上正治君） 了解です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 企業の誘致及び立地を促進する条例でございますが、旧烏山では興野のミニ工業団地がずっと企業誘致予定地ということで、地元の協力を得ながら今のままになっているんですけども、その後、誘導地域ということではなくて、規制緩和ではありませんが、もっと幅広い利用ということで広げたわけなんですけれども、その後そのままになっているということも踏まえて、これは市内どこでも企業の誘致及び立地に基づいて促進するということですから、どこということを規定してはありますが、とりわけ旧烏山の興野の工業誘致予定地については、地元の皆さんに長い間、本当にいろいろとご協力とご心配とご迷惑をかけているというふうに私は考えているわけなんですけれども、そういう今までの企業立地、条件のいいところを踏まえて、市内どこでもというのはどこでも企業に来てもらえればありがたいんですが、従来の産業団地といたらいいか企業団地といたらいいか、そういうものは今後は想定しないで、業者の方にどこでも好きなところを選んでいただいてやるという考え方でこれがつくられているんだろうというふうに思うんですが、旧来の興野の工業団地予定地としてはどういうふうに考えているのか。改めてご説明をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、平塚議員のご指摘はまさにごもっともでございまして、私は市内全域を企業誘致をされる希望、あるいは増築をされる企業の意見を尊重しながら、その箇所

を推薦をしていくという形をとりたいと思いますが、まずは何と言っても今の旧烏山の興野地区の工業団地、そして旧南那須の富士見台工業団地、これらまだ完全に満タンに埋まっているわけではございません。したがって、そちらを優先するというのは当然当たり前のことでございます。ただ、企業規模、希望する企業誘致の意思は最大限尊重しなければなりませんので、やはりそういったところも織りまぜながら、工業団地については埋めていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 興野工業団地につきましては私も以前担当したことがあるわけですが、途中で経済の変化によりまして、どうしても用地がまとまらなかったということで断念せざるを得なかったわけですが、あの辺の土地の持ち主の方は今も提供してもいいと変わりはないかと思っておりますので、企業の希望が主になるわけですが、興野のほうへぜひ向けていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第11号については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、経済建設常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時17分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第11 議案第12号 那須烏山市非常勤職員の公務災害補償等に関する条

例及び那須烏山市ねたきり老人等介護手当支給条例  
の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第11 議案第12号 那須烏山市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

障害者自立支援法が平成18年4月1日に施行されたことに伴いまして、那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、障害者自立支援法の成立により、身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設等の障害者を支援する施設が障害者支援施設に移行することに伴い、那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の表現を改めるというものでございます。

また、身体障害者福祉法第5条に規定をする身体障害者更正援護施設を障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設に改めるというものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第12 議案第14号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第12 議案第14号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が6月21日に公布されたことに伴いまして、那須烏山市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。出産育児一時金を現行30万円を35万円に引き上げ、葬祭費を現行6万円を5万円に引き下げるものであります。これらの改正につきましては、過日の国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、原案のとおり答申をいただいております。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第14号 国民健康保険条例の一部改正ということでございますが、出産一時金を30万円を35万円にする。葬祭費を6万円を5万円にするということでございますので、本日の市長の最初のお話にもありましたように、出産がなかなか今大変で

国を挙げて何とかしたいという状況で、本市といたしましても何らかのいろいろな助成措置をしなければならないと思うんですが、ちなみに出産関係で申しますと、ここ3年程度の出産一時金は何名ぐらい支払われたのか。また、逆に葬祭費としてここ3年ぐらいに何名ぐらいにこれを支給しているのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えいたします。3年程度の資料は手元にありませんが現在平成17年度ですと出産育児一時金は、国民健康保険被保険者では29件、葬祭費が145件です。那須烏山市全体の出生としましては平成17年度は190件、ですからそのうち29件ですから国民健康保険被保険者は約27%、葬祭費につきましては那須烏山市全体で389件で、そのうち国民健康保険被保険者は145件ということで66%ということになっております。平成16年度と平成17年度の資料は、後でお届けしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そうしますと、同じような件数で誕生者がいるというふうになりますと、死亡者のほうが1万円減っても誕生者のほうの総額ではプラスになるということですよ。ちなみにこの条例を受けて補正では増額か何かを考えておられるのかどうか、ご説明をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 本年度の当初予算では出産育児一時金は1,800万円ほど予算計上しております。平成17年度は53件でございます。現在20件でございますので、今回、前年同件数で53件でも現在の1,800万円の予算で実行可能というふうな予算計上になっております。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎日程第13 議案第15号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第13 議案第15号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

公立学校の統合計画につきましては、烏山地区におきまして児童、生徒の教育を受ける機会の均等を図ることを目的に進められてまいりましたが、新市といたしましても、旧烏山市の統合計画を尊重して継承しつつ、改めて地域住民の意見等を検証するため野上小学校及び向田小学校の統合に関する懇談会を数回にわたり開催してまいりました。平成19年3月31日付けをもって両校を廃止し、同年4月1日付けで烏山小学校に統合するための所要の改正を行うものでございます。

ここでこれまでに至りました経過等につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

向田、野上両地区懇談会は新市になりまして計4回開催をさせていただきました。向田地区につきましてはおおむね懇談会参加者統合賛成の意見でまとまりました。野上地区につきましては、子供たちの登下校、交流機会、地域活性化等の問題により、統合は時期尚早との反対意見、そして早急に統合し子供たちに安心感を与えることや、跡地利用を真剣に考えるべき等の賛成意見等もあり、結局一本化集約できなかったことは事実でございます。

しかしながら、懇談会、陳情等によりいただきましたご意見、ご提言は真摯に受けとめさせていただき、その実現下に向け対処する方針を固めたところでございます。確かに、小学校が

なくなるという地域住民の心情を思うとき、複雑な心境を禁じ得ないのも事実であります。しかしながら、子供たちの将来を考えると、合併やむなしとの苦渋の決断をさせていただいたところでございます。正直な私の心境を吐露させていただきました。今後にありましても円満かつ円滑な統合が図られますよう最大限の努力を傾けてまいります。ご理解を賜りたいと存じます。

なお、関係をいたします那須烏山市立学校給食施設設置及び管理条例及び那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例につきましても、あわせて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては教育次長に説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（小森幸雄君）** 次に担当部長の補足説明を求めます。

教育次長堀江一慰君。

**○教育次長（堀江一慰君）** 命によりまして議案第15号につきまして詳細説明をさせていただきます。

本案につきましては市長提案のとおりでございまして、烏山地区におきます公立学校の具体的統合計画等につきまして、先の全員協議会におきまして、議員全員の皆様方に平成18年度から平成22年度までの計画等につきまして再度お示ししてきたところでございます。

ご案内のとおり、ことし4月、境中学校が廃止をされまして烏山中学校に統合がなされたところでございます。今年度につきまして、市長の経過報告にございましたように野上小学校及び向田小学校を廃止いたしまして、平成19年4月烏山小学校に統合する計画を地域の方々、PTA、保護者等と懇談、説明会等を開催してまいりまして、理解を得るべく施策の展開を図ってまいった経過がございます。一部、野上小学校懇談におきまして、学校間の交流の不足等の統合延期を希望する意見等もあったのは事実でございまして、市といたしましては計画どおり学校統合をすることとし、本日、設置条例等の一部改正としてご提案をいたすものでございます。

なお、今後の予定といたしましては、県教委に対します廃止届の提出、懇談あるいは説明会時等に提案をされました要望、スクールバスの運行、交流事業の実施、跡地利活用など諸課題が提示されてございますので、このことにつきましても地域、学校、保護者等々との協議をしながら対処してまいりたいということでご理解を賜りたいと存じます。

議案書についてご説明を申し上げます。議案書をお開きいただきたいと思っております。ここに那須烏山市立学校設置条例等の一部改正ということになってございまして、第1条につきましては別表に記載されてございます学校名が載っているわけでございますが、市立野上小学校及び市立向田小学校の項を削る改正でございます。

第2条につきましては、那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正の件でございますが、第1条の削る改正に伴いまして、現在、給食をしてございます学校給食共同調理場に記載されております調理学校名等について削除をいたすものでございます。

第3条につきましては、那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の一部改正でございますが、学校開放、体育館の利用等に関する条例の改正でございます。第1条の削る改正に伴いまして、向田小学校体育館、野上小学校体育館につきましても削除いたす内容のものでございます。

附則につきましては、先ほど条例施行日を申し上げましたが、平成19年4月1日といたすものでございまして、附則におきまして3条にかかわります学校開放の施設等につきましては、地域の方々の健康増進という観点から、条例施行日以降につきましても、従前の例により利用できるということにするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 市立学校の設置条例の改正につきまして、ただいま提案理由の説明がございました。まず何点か確認も含めましてご意見を申し上げたいと思います。

転校児童の生活指導ということで、積極的に行うと申されておりますが、転校する児童はもちろんのこと、受け入れ校におかれましては全部とは申せませんが、とかく大規模校になればなるほど問題等も多いかと思われまふ。これらの対応、さらに不安解消のために学校間の交流事業を行うということも申されております。

施設の見学、活動交流会、事故等に対する危機管理の徹底、いじめ等に対する防止対策と言われておりますが、これらの生徒の精神面も含めての対策。

さらに3点目としましては通学の安全を確保するために車両の運行をするんだという提案が最近になって出てまいりました。統合のための対応であつて、数年先に解除するようなことは絶対ないのかどうか。

さらに4点目に跡地の活用であります。公共事業に活用すると申されております。つい最近、市長は方針決定を平成18年度中に示したい。平成20年度には供用を開始したいという説明がありました。さらにその間の維持管理は徹底して行うということですが、これらにつきましてもその方針どおりであるかどうか。

さらに、いかなる採決結果が出ようとも、今まで住民から出されました地域の意向等は十分尊重し、今後の行政に生かすと申されております。であります。ただいまの説明にもあつた

とおり、存続希望がまだまだ根強くあるのは実態であります。そんなことから、数年延期という方法が今からでもとれないものかということで、再度確認がてらご意見を申し上げましてご説明いただければと思うわけであります。市長並びに教育長のほうからそれぞれ決意等をお聞かせいただければと思う次第であります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 生活指導、メンタル面等のお答えにつきましては教育長にお願いをいたしたいと思いますが、まずお尋ねの子供たちの通学、登下校の安全確保につきましては、最初だけのあめではないかというようなご指摘でございますが、全くそのような考えは持っておりませんで、この前も懇談会の席上お話し申し上げておりますとおり、これについては那須烏山全体の通学路を全面的に見直すことも含めてお約束したわけでございますので、そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。

跡地利用につきましても、野上小学校につきましても跡地利用、大変地の利がいいわけでございます。向田小学校につきましても地域住民の熱望することがございます。そのようなことから、十分地域住民の皆さん方の意見も拝聴しながら、跡地利用については確たる公共施設を私は持っていきたいとこのように考えておりますので、このこともさらにつけ加えさせていただきますと思っております。

いろいろと反対意見等もございましたけれども、私は先ほどの提案理由でも申し上げましたとおり、やはり地域住民の皆さん方の心情を思うとき、確かにその気持ちはわかります。複雑な心境でございますが、そういった中で円満、円滑な統合に向けて要望意見等の実現化に向けて努めてまいりますので、このことにつきましては来年の4月1日に統合再編をするという決断をしたわけでございますので、その決断には一点の曇りもないことも申し添えます。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤進君。

○教育長（池澤進君） 渡辺議員から私のほうに2点ご質問をいただいておりますので、ご質問の順に沿ってお答え申し上げたいと思っております。

第1点でございますが、学校統合に際して野上小学校あるいは向田小学校の児童が烏山小学校に統合する。その際、子供たちの中では統合に際しての不安、あるいは児童によっては期待感、心の中では高揚したり、ときには不安感にさいなまれたり、議員ご指摘のように不登校あるいははじめのような事象がないように、子どもは不安解消あるいはメンタル上のケアについて対応するよう考えているところでございます。

1つは、子供たちの学校間の交流事業でございます。学校の3校の校長先生、烏山小学校、受け入れ側の校長先生、そして野上小学校、向田小学校の校長先生の音頭で、子どももその中

に入らせていただいて、教務主任が学校経営の時数管理の責任者でございますので、教務主任が中心になってプログラムを組んだところでございます。この改正については、現教育課程の時数を十分尊重する。学力の保障を十分尊重するという建前から、各学校の校長先生、教務主任の先生、3者意見が折り合ったおよそ9項目について、これから具体的な交流事業の中身等について、私どもも中に入れていただいて実践をするということで対応してまいりたいと思っております。

なお、向田小学校、野上小学校の児童が烏山小学校に入学する、あるいは転校する。そのときの精神的なケア、心の中の不安感の解消をどう考えているんだということでございます。学校の教職員はその不安解消に最大限努力していただけるはずでございますが、さらに不足のところ私どもは教育相談員あるいは臨床心理士等のお力も借りるということをお約束をしてご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

以上ご質問2点についてお答え申し上げます。以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） この間、全員協議会の際には、7月27日までの地元との話し合いの中身の様子しか聞けませんでした。9月7日の第3回の、私が聞きたいのはとりわけスクールバス、これを野上小学校の児童の送迎に利用するというで話し合いに応じたいという話だったんですけれども、その際、どこで線引きをするのかという話をしたんですが、希望が自分で歩いて登校するという希望以外はスクールバス対応というようなお話だったんですけれども、そういうことで説明されたのかどうか。その点を確認しておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） スクールバスの運行計画案としましてお示しをした点がございます。近い方といいますか、地域によってはうちのほうで示したのは野上第4と野上第1地区は選択コースという形をとらせていただきました。野上下、舟戸地区といいますか、上といいますか、そちらにつきましてはスクールバスを運行したいというようなことでのご提案をいたしました。

ですから、今回は向田学校区から1台参りますので、それらの利用と野上上地区、舟戸地区等のバスの利用ということでご提案をいたしまして、今後それらについて人数的なものも含めて停留所の問題も多々ございますので、そういうものを含めてPTA側からの詳細な要望もございましたので、後日協議をいたすということにしております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 今の話ですと、野上台の子供たちは歩きになるわけですね。その

とき、皆さんも知っていると思うんですが、烏山線のガードレールがありますよね。あそこは人が歩けなくなっちゃうのではないかと思うんですが、その辺のところをどういうふうな安全確保をするのか。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 先ほど申し上げましたように、野上台地区につきましては選択制の地区に指定してございますので、現在の通学班等もございますから、そちらのほうで学校側とも詰めながら、登校班もございますのでやはり南側へ出てバスに乗りたいとか、いろいろあると思いますので、それらについては今後の保護者側との協議の部分かなということでご提案をいたしました。

○13番（平山 進君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

2番渡辺健寿君。

〔2番 渡辺健寿君 登壇〕

○2番（渡辺健寿君） 小中学校の統廃合計画につきましては、昨年の春から議論されてまいりましたが、中学校の統合につきましては規模の小さい順ということで平成18年度から実施されている現況かと思われます。小学校の統合につきましては、当初の目的は複式学級の解消ということを大きくうたい文句にし、説明が開始されたわけでありまして。その後、教育を受ける機会の均衡、さらに最近では財政面の話ということで説明内容が多少変わってきたのかなということが含みとして持たれるわけでありまして。

統廃合計画は小学校に限れば5校あるわけでありまして、最も児童数の多い、さらに複式学級は全くない野上小学校も今回設置条例の一部改正ということで廃校が計画されているわけでありまして。しかも、初年度平成19年度当初からという計画が示されているわけでありまして。児童の不安の解消ということで交流事業をやられるということでありまして。10月から2月までの計画が示されました。5カ月であります。地域の説明会等におきましては最低1年間を確保

してほしいんだという声が多々ございました。さらに、跡地の有効活用という点でも、これから案をお示しするということではありますが、現時点では具体策が見えていないという現況であります。

さらに、通学手段の具体策も12月に示すということでもまだまだ不透明な点がございます。こんなことから、将来的な統合ということはある程度前よりは理解が得られてきている部分はあると思われませんが、児童の安全確保、通学、校内での安全ももちろんであります。さらについ先日は6歳児の連れ去り未遂事件なども近くで発生しております。こんなことから保護者また地域の不安等を完全に払拭されているとは現状で判断できるものではございません。そんなことから、社会環境の落ち着きもまだまだだと思われまして、結論として時期尚早と考えることから、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 那須烏山市立学校の設置条例の一部改正についてでございますが、これは向田小学校、野上小学校を烏山小学校に統合するというを基本にする条例であります。本来、この統合問題はより慎重にしなければならないというふうに私がかねがね思っていたわけなんですけれども、執行部側の説明文書では、平成15年9月に教育委員会において学校問題懇談会を設置しまして検討しました。平成16年4月に懇談会の答申を出したわけですが、その際には旧烏山町の小学校の統合を旧村単位に4校制にする案と、向田、野上を烏山小学校に統合する3校制にするという2つの結論が出たわけがあります。

その後、町執行部はこれを一番対象となっている向田の地域の皆さん、特に野上の皆さんに諮ることなく、町合理化審議会に諮問して、町合理化審議会がその他の公共施設と一緒にして3校統合という結論を出して、そしてそれを住民に周知徹底するための説明会なるものを合併前から合併後にかけて、とりわけ合併前は非常にそれで反対陳情が何本も上がりまじたり、大きな物議をかもしたんですけれども、現執行部になりまして、地元とのコンセンサスを得るということで大変ご努力をされたという点には敬意を表しますけれども、基本的にこの地域住民の理解と協力を得て進めなければならない教育体系は百年の計と申しますから、そういう伝統校である、とりわけ野上小学校が、執行部の先ほども反対討論の中でありましたけれども、小学校を統合する理由が複式学級の解消という目的だったんですけれども、野上小学校は当分の間、複式学級にはならないという中で、この旧烏山地区の小学校を3校にするという結論を先

に決めてしまって、それを住民に周知徹底させるということで今日までそれが進められてきた。そういう点で私はこの進め方自体に今の混乱をもたらしてきた問題があるのではないかと。

もちろん保護者の中には、統合して烏山小学校で新しい教育環境の中で進めていただきたいというような賛成の方がいらっしゃるというのも十分わかりますけれども、この問題につきましては感情的には反対であっても、市が決めた方針だから今さら逆らっても仕方がない。であれば、結論を進めて統合にあわせて子供たちの処遇を考えたほうが良いということを含めて賛成論が大きく広がったのではないかと私は考えるわけであります。

そういう点で、最初1年半かけて旧烏山の教育を考える懇談会、そこで出た4校制と3校制の両論併記を、地元住民と一緒に住んで住民の理解を得ながらどっちかに決めて、そしてそれを結論とすべきではなかったのかと。そういう点でまだ地元住民に反対の意思の方がいらっしゃる以上、私も賛成するわけにはいきませんので、この点については同意できないということで討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数と認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第14 議案第20号 平成18年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について

○議長（小森幸雄君） 日程第14 議案第20号 平成18年度農地農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月15日から16日発生6月梅雨前線豪雨により被災を受けた志鳥地内における農地農業用施設の災害復旧事業、具体的には農道法下の崩落復旧工事1件であります。

国庫補助事業として申請をいたしましたところ、8月23日、災害査定官の査定の結果、適当と認められたので、土地改良法第96条の4において準用する同法第49条の規定により、市営事業として実施をしたいので、議会の議決を得たく提案をするものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 私も事務屋に聞いておけばよかったんですが、志鳥地内ということなんですが、どこだったですかね。ちょっと場所……。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 場所は志鳥地内でございます、国道293号線から北の方へ300メートル、木下花火店裏側、その辺のところなんです。

○14番（水上正治君） わかりました。了解です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） こういう場合は写真等の提供を、写真をコピーしたもので結構ですから、ここに添付していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 写真等について要望でございますが、そういう議案について写真をつけたりして提出したということはありません。これ1件ですからまだいいんですが、これから大きな災害があると非常に多くなるんですね。したがって、ただいまのような場所的な説明でひとつご了解をいただければありがたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ですから現地の住所とか、崩落の状態、法面から何メートルだとか、法面が何メートルで幅が10メートルだとかいう話だけですよね。できたらスナップ写真でも結構ですから、1枚、2枚ぐらいの提供は欲しいと思います。ぜひ執行部の方に今後考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 時間的な問題も非常にあるんですね。査定を受けているのは先ほどの提案理由で申し上げますと、8月23日なんです。それからきょうは9月12日、時間的にある程度あると言えばそうなんです、1件ですからまだいいんですが、非常に多い場合があるんです。したがって、それらについて写真を添付するというのは非常に難しいことですので、これから議会の中でもあるいは執行部でも検討してまいりたいと思いますので、ひとつお互いにご検討いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） それでは聞きますがね、これを工事として出すわけでしょう。設計を起こして予算を組んで出す、発注するわけですね、業者に。そういうことがあるわけですから、当然出せないということはないわけです。急ぐから急ぐからと言っていたのでは議会軽視も甚だしいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この議案書の在り方なんです、今までの慣例でこのようなことで議案書を提出させていただきまして、もちろん私たちも手元資料にはそういった写真等があるわけですが、今回、今までの慣例等によりましてこのような形で出させていただきましたが、今後意見を踏まえて検討させていただきたいと思っておりますし、また先ほど部長が言われたように大変件数が多ければ、全員協議会の席上でご説明するということもできるものですから、そういうことも考え合わせながら対応していきたいと思っておりますので、ひとつご理解ください。お願いします。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時13分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第15 議案第1号から日程第22 議案第8号までの平成18年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算の8議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第15 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について
  - ◎日程第16 議案第2号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について
  - ◎日程第17 議案第3号 平成18年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について
  - ◎日程第18 議案第4号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について
  - ◎日程第19 議案第5号 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について
  - ◎日程第20 議案第6号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について
  - ◎日程第21 議案第7号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について
  - ◎日程第22 議案第8号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

て

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算から議案第8号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算までの8議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第8号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成18年度那須烏山市一般会計補正予算第3号についてであります。概要でございます。補正予算額は9,095万8,000円を増額し、補正後の予算総額を105億6,794万3,000円とするものであります。

内容でございます。一般会計第3号補正予算につきましては、平成18年度が始まり半年が経過したところでございますが、災害復旧事業費や新たな事業費等を追加計上し、速やかに対応しなければならないものが生じたことから今回補正予算を編成したところでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容は次のとおりでございます。歳入でございます。国、県補助金といたしまして障害者在宅福祉事業及び放課後児童対策事業補助金を増額するとともに、新規事業導入に伴う産地育成事業補助金、災害復旧費県補助金等を新たに追加計上いたしました。

繰入金は平成17年度決算に伴う老人保健特別会計及び介護保険特別会計からの繰入金を計上いたしました。また、前年度繰越金を計上するとともに、市債については事業費等の確定に伴い増額補正するものであります。

寄附金は高田林平様及び匿名希望様から賜りましたが、この趣旨に沿い予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告申し上げます。

歳出につきましては、総務費は烏山庁舎前公衆便所解体費及び10月1日開催予定の合併1周年記念式典経費を新たに計上いたしました。民生費は障害者自立支援事業費及び学童保育事業費、衛生費は予防接種事業費をそれぞれ追加計上いたしました。農林水産業費はナシ産地育成支援事業費を新たに導入するとともに、市単独土地改良事業費を追加計上し、農道や水路等の整備促進を図ることといたしました。また、荒川南部ほ場整備事業とふるさと農道事業との事業間調整を図り、円滑な事業推進のための予算措置を講じました。

土木費におきましては、道路維持、整備費を追加計上し、危険箇所対策、舗装、側溝整備、交通安全施設整備等を緊急に実施し、安全な生活基盤整備のための予算を増額補正することに

いたしました。消防費は第12分団第3部の消防車庫工事費を増額補正をいたしました。教育費の主なものは、サタデースクール事業において、宇都宮大学との相互友好協定の活用により講師派遣事業費が削減できたことに伴う減額補正及び元田町自治会公民館建設にかかる補助金の追加補正となっております。災害復旧費につきましては、平成18年6月15日から16日発生、6月梅雨前線豪雨災害に対する災害復旧事業費及び補助対象外の単独災害にかかわる補助金等の予算措置を講ずることといたしました。

議案第2号は、那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算であります。今回、提案をいたしました補正予算は事業勘定及び診療施設勘定であります。

事業勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ1億7,513万8,000円を追加し、補正後の予算総額を31億7,893万8,000円とするものであります。主な内容でございますが、本年10月1日から創設されます保険財政共同安定化事業のための所要額及び平成17年度の国庫負担金と支払基金交付金の確定に伴う超過交付額の償還金を計上いたしましたものでございます。これらの財源につきましては、国保団体連合会からの交付金及び前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ412万2,000円を追加し、補正後の予算総額を9,822万2,000円とするものであります。主な内容は、境診療所一般管理費と七合診療所一般管理費に不足額が生ずる見込みとなったために、その所要額を措置いたしましたものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

次は議案第3号 那須烏山市老人保健特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ2,587万7,000円を追加し、補正後の予算総額を29億1,307万7,000円とするものでございます。主な内容は、平成17年度の老人保健医療費の額の確定に伴い、平成18年度において精算を行うものであります。国庫負担金及び支払基金交付金の確定に伴う、一般会計繰出金の精査並びに国庫補助金及び県負担金の超過交付額の償還金を計上したものであります。なお、これらの財源については、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次は議案第4号 那須烏山市介護保険特別会計補正予算についてであります。補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ5,255万8,000円を追加し、補正後の予算総額を20億2,895万8,000円とするもので、現計予算と比較いたしますと2.66%増額となります。

補正予算の概要であります。歳入につきましては前年度繰越金による増額で、歳出につき

ましては、主として介護給付費に係る国庫及び県負担金、支払基金、一般会計繰入金の前年度分償還金等の増額であります。増額の主な理由は、前年の決算の結果、前年度における介護給付費に係る国庫及び県負担金、支払基金、一般会計繰入金の精算交付額が確定し、当該負担金等に係る返還金等が生じたことによるものであります。

次は議案第5号でございます。那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、水処理センターの流量調整ポンプをはじめ施設の設備修繕料、新規接続のための公共汚水マス設置工事費及び使用料の過年度還付費用を精査し、139万3,000円を計上したものであります。これらの財源につきましては、農業集落排水事業の加入金と前年度繰越金をもって措置いたしました。

次は議案第6号であります。那須烏山市下水道事業特別会計補正予算についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費及び受益者負担金全期前納一括報奨金と業務委託料を精査し400万円を計上したものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金及び市債の精査を行い措置をいたしました。

議案第7号であります。那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。歳入につきましては前年度繰越金を増額補正をし、歳出につきましては職員1名分の給料、職員手当を増額するとともに、水道料金の過年度還付金に係る償還金の増額補正をするものであります。これによりまして、歳入歳出それぞれ631万4,000円を増額し、補正後の予算額を1億4,781万4,000円とするものでございます。

次は議案第8号でございます。那須烏山市水道事業会計補正予算についてであります。主な内容でございますが、営業費用の増減額調整と、特別損失の過年度損益修正損を計上するものであります。営業費用は配水及び給水費において水道庁舎警備の充実を図るとともに、その他諸費用を予算措置するものであります。また水道料金の平成17年度分の不納欠損処分をするため、特別損失の過年度損益修正損を増額補正するものであります。これによりまして、収益的支出を6億6,163万2,000円とするものであります。

以上、議案第1号から議案第8号まで一括提案理由の説明をさせていただきました。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 平成18年度の一般会計から各種会計の補正予算でございます。まず、5ページの債務負担行為の中で、地域福祉計画策定業務ということで98万円、平成

19年度というふうになっておりますけれども、これは平成18年度にやろうとしたんだけど平成19年度に回すというような考え方でよろしいのかどうか。どのようにこれは策定を進めるのかご説明をいただきたいと思います。

次に、歳入のほうで10ページ、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金70万円というのがあるんですけども、小学校の補助費になっていますが、これはどこの学校でどのような事業を展開するのか。あとの歳出のほうを見たんですけどもちょっとわからなかったものですから、どのような事業に使われているのかご説明いただきたいと思います。

次に歳出関連で14ページで、高齢者福祉費というのが21万9,000円、高齢者生きがい対策費が58万3,000円減額になっていますが、その一方で障害者自立支援事業費が340万4,000円ということになっております。この障害者自立支援事業問題につきましては一般質問のほうでやりますが、今回、一番の問題はやはり応益主義が導入されて障害者の負担がふえるというのが大変なわけでありまして、そういうものに伴ってこのような減額や自治体の負担増が図られるのか、この辺の中身についてご説明をいただきたい。

さらには、民生費の15ページの放課後児童健全育成事業費というのが226万9,000円ということでありまして、これはどこの育成事業なのかご説明をいただきたいと思います。

18ページに、いかんべ関連施設運営費というのが6万円載っておりますけれども、これは何を指すのかご説明をいただきたいと思います。

議案第4号の介護保険の中で、歳出の6ページ、介護予防一般高齢者対策事業費9万6,000円というのがあります。下に地域包括支援センター運営事業費が213万5,000円と載っているわけですが、今回、法改正に伴ってこの包括支援センターにおいて介護予防の事業が展開されるというふう聞いておりますが、実際の介護予防事業などでリハビリ事業などが展開されているわけですが、実際に介護予防対象外といたらないのか、もっと程度の重い方、要介護の方、こういう方がこの介護予防事業でリハビリ体操みたいなのをやる場合に、あなたは部外者だから出ていってくれということで、今まで体が不自由ながら一緒に機能を回復するための運動に参加していた方が除外されるケースがあるので、確かに制度上はそういう方はそれ以外の介護の重い事業のほうで適用されるのかと思いますが、体が動かないのは動かないなりに、動ける方と一緒に予防運動をしてそれなりに効果を上げています。それが除外されているということを知りました。そういうことではあまりにも事務的ではないか。健常者と一緒になって要介護の方も自分の機能が少しでも回復できればということで努力したいのに外されたというふう聞いております。その辺、もう少し温かい手当ができないものかどうか、その辺の考え方についてご説明をお願いします。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えをいたします。まず一般会計の5ページの地域福祉計画の策定業務の債務負担行為ですが、これは合併に伴いまして地域福祉計画を策定することになりました。また、あわせまして障害者自立支援法の施行に伴いまして障害者福祉計画を策定することになりまして、当初予算で予算計上しておりましたが、ご承知のように総合計画が来年の9月に基本構想が議会のほうに提案されるということで、そちらのほうとの進捗状況もあわせまして今回平成19年度に98万円ほど送ったということで、今回の補正予算で3款1項1目でその分委託料を減額しております。

14ページの障害者自立支援事業費の340万4,000円ですが、これは障害者自立支援法に伴いましてそのシステム改修費、これが国庫補助になったということで、国庫補助を導入しましてシステム改修費を340万4,000円のうち163万9,000円を計上しております。また、あわせまして10月1日から地域生活支援事業としまして、NPOの八溝ひまわりとか大和久福祉会の障害者の学童保育とか大田原の親園にありますトータルサポートセンター空とかこういうふうな形の地域センター事業が運営をするということで、その分が負担金の625万5,000円と委託料の246万円を相殺しまして176万5,000円ほど計上しております。一括しまして障害者自立支援事業として計上しております。

また、同じページの高齢者福祉事業費の21万9,000円の減ですが、これは事務的な話でコピー機の管理等につきまして健康課で対応していたんですが、総括的に企画課のほうで対応するというので今回減額をさせていただきました。また、高齢者の生きがい対策費の58万3,000円の減は、福祉バスの増設分としまして当初200万円ほど計上しましたが、今回精査をしまして58万3,000円を減額といたしました。

15ページの学童保育ですが、これは烏山小学校に併設しましたドルフィンクラブでございます。当初見込んだよりも大幅に人数がふえたということで国庫補助対象になりましたものから、今回、国庫補助対象としまして正規の基準で見積もりまして226万9,000円を計上したということです。

6ページの介護保険の9万6,000円につきましては、ガソリン代等が高騰しまして当初の予算等で不足したものですから9万6,000円ほど計上させていただきました。

地域包括支援センター運営事業ですが、これは平成18年4月1日からスタートしましたが、当初担当の事務職員が不足しまして現計予算の中で対応したということで、今回従事する専門職員の嘱託職員の賃金を計上させていただきました。

それから最後に、要介護関係で外されたということなんですが、今、手元に資料がないもの

ですから後で調査しましてご報告したいと考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 10ページの教育費県補助金、地域ぐるみの安全体制整備推進事業費補助金の関係でございます。これにつきましては、旧中学校区におきまして昨年度なんですけれども、平成17年度は旧南那須町でモデル校の指定を受けまして実施をしました。今市の事件を受けまして、県教委のほうで旧中学校区を単位にこういった体制整備を図りましょうということで、品物といいますか、基本的にはお金のほうはガードリーダーということになりますので人件費が出てまいります。腕章、帽子等の消耗品関係も含めまして、旧烏山地区が昨年度モデル校ということでやったわけなんです、平成18年度につきましては全県下すべての市町村で中学校区単位にスクールガードリーダー等を置いて、通学路の安全点検、安全活動を指導するわけでございます。下中、荒中、烏中、七中、旧境中学校区におきましてもガードリーダーのほうは置いていいことになっていますので、現在2カ所ほど兼務という形になっておりますが、5カ所で現在3名のガードリーダーを委嘱してございます。

そういうことで補助金が70万円、支出のほうはちょっと歳出が項目に載ってなくて申しわけないんですけれども、小学校管理費の中に報償費と先ほど申し上げました帽子、腕章等の予算措置はさせていただいております。なお、歳出のほうは90万円ほど見ておりまして、4分の3が県補助ということになりまして、来年度は補助はございません。ですから、委託といいますか謝礼関係が出てくることで予算措置をせざるを得ないのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 18ページのいかんべ関連施設運営費6万円につきましては、いかんべ記念館のエアコンが故障した修繕費でございます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 説明を聞いて大体わかりました。介護保険の制度の分類がある中でなかなか難しいかもしれませんが、実際現場で今まで一緒に運動してきた人が、皆さんは違いますよということで外されたということで非常に気にしているようなので、なるべくもう少し温かい目で介護予防事業にも参加してもいいような方法を検討していただきたいと思います。

最後に地域福祉計画策定業務でございますが、合併に伴ってこういう計画を立てるということではございますが、障害者自立支援法や市の総合計画策定に合わせて来年度に回したということではございますけれども、この策定のメンバーは、聞いたところによりますとまちづくり懇談

会の健康福祉懇談会のメンバーと全く同じというふうに聞いているんですが、整合性を持たせる意味ではいいかもしれませんが、やはりもっと総合的な立場からこの福祉計画をまとめるという意味では、まちづくり懇談会のメンバーイコール地域福祉計画策定委員会ではまずいのではないかとこのように思うので、そういう点でもう少し幅広くできなかったのかどうか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正 正俊君） この地域福祉計画策定業務はコンサルへの委託料でございます。今、議員がおっしゃった組織は保健福祉懇談会と健康福祉懇談会がメンバーがイコールということで、この地域福祉計画策定業務を終了しましたら、その経過等も踏まえまして保健福祉懇談会等に上げまして、意見を聞く予定になっています。

介護保険の要支援か要介護かにつきましては、今度法改正になりまして関係事業所により介護サービスに対応しているということになりますので、介護予防につきましては市のほうで対応している。その辺のところはすみ分けをしていますが、大変誤解されているところかなと考えておりますが、その利用者につきましては今後よく説明をしまして理解を得ていきたいというふうに考えております。

○議長（小森幸雄君） 18番 樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私は一般会計で1点だけ。16ページに力強い農業づくり事業費、80万円の減額、活力ある中山間地域づくり事業費50万円の減額、その下に需要対応型園芸産地育成事業費695万5,000円、これは内容はどんな事業なんですか。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長 佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず一番上の強い農業づくり事業費につきましては、塩那台のナシ生産組合に防霜ファンを設置する事業なんです。これが当初1,289万7,000円を計上したわけでございますが、見積もり合わせをした結果80万円安くなったので、今回、減額をさせていただいたということです。

次の活力ある中山間地域づくり事業費50万円減額につきましては、イノシシの電気柵の事業なんです。今回要望があつて県のほうにお願いしたんですけれども、県のほうでどうしても事業費が今年度つきませんので全額減額をさせていただきました。したがって、次年度、来年度今要望しておりますので、来年度は必ず事業費がつく予定になっております。

次の需要対応型園芸産地育成事業費でございますが、これは695万6,000円なんです。これは今年度初めて出てきた事業でございます。旧南那須地区なんです。ナシの防ひょう網を設置する事業でございます。7人で1.85ヘクタールを予定しております。そう

いう事業でございます。

○18番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） 私も1点だけ、一般会計補正予算の15ページ、先ほど平塚議員の質問の中で放課後児童健全育成事業費、当初より現在生徒数がふえているとおっしゃいましたが、現在何人になったのか。それと、スタートして特に問題なところが現在起きていないのかどうかだけお聞かせ願います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えします。当初烏山のドルフィンクラブの学童保育は16名ぐらいでスタートしましたが、今回烏山小学校のプレールームに移動しましてから現在は26名ということで大幅にふえているところでございます。また、その中で指導員、保育士等も交えていろいろと話をしているところですが、現在のところは特に問題はないというふうに聞いております。

○9番（野木 勝君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 4点お伺いします。

17ページの農林水産業費、6目の農業施設費の中で工事請負費252万円が載っております。これは別表を見ますと自然休養村施設のボイラーの交換代として252万円を載せているわけですが、これは自然休養村のどこのボイラーが壊れたのか。それと工事費は全額市が負担するのか。神明商事のほうでは負担する部分がなかったのか、これが1点です。

同じ17ページの商工費商工総務費の中の負担金補助及び交付金であります。ここで110万4,000円あります。これは当初予算で11万5,000円見ているわけなんです、今回大幅な増額になっております。この増額の理由についてお伺いします。

3点目は、商工業振興費、同じページの一番下です。工事請負費299万3,000円があります。これも工事関係の一覧表を見ますと、城東地内排水管布設工事とあります。この商工費でなぜ排水管をこれほどの多額の費用をかけて布設をするのか。

それともう1点、災害復旧です。21ページに先ほど議決いたしました市営とする災害復旧工事の関係が載っております。この災害復旧工事は総事業費は幾らなのか。それと、県補助金は171万2,000円と載っております。それに地元負担金は26万2,000円でよろしいんでしょうか。そうしますとあと市の負担は幾らになるのか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず、第1点目の自然休養村のボイラーの修繕の件でございますが、これは休養村ができてからおおむね15年ぐらいになるんです。このボイラーの使用は温泉の温度が少し低いんですね、したがってボイラーで少し加熱をしないといけないというのと、シャワーを浴びるとき、このボイラーで加熱してシャワーを浴びられるということでございますので、今壊れているわけではないんですが、いつ壊れてもおかしくない、修繕しなくちゃだめだという指摘を受けていますので、今回計上させていただいたわけでございます。

○17番（中山五男君） これは市が全額負担ですね。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 全額負担ということで計上させていただきましたが、これは今回指定管理者になったわけでございますが、修繕等について、受けたほうが大きな過失がなければ、市が修繕するというふうになっておりますので計上させていただいたわけでございます。

次の商工振興費の110万4,000円の計上でございますが、これは産官学連携事業を今、市のほうで取り組んでいるわけでございますが、そういう中で5つの大学の先生方と生徒さんと烏山にいろいろな提言をしたい。あるいはまちづくりに寄与したいということで、まちづくり委員会を立ち上げております。5つの大学は、宇都宮大学、宇都宮共和大学、作新学園大学、足利工業大学、国際医療福祉大学の5つの大学でございますが、7月14日に設立総会をいたしまして、国際医療福祉大学の久保先生が委員長に就任されたわけでございます。

以来7月15日は国見地区の棚田の見えるところの草が非常に生えていたところなんですが、そこにコスモスを植栽しております。7月22日は山あげ祭でございますが、これらに宇都宮大学の生徒さん、先生方、留学生パレードに参加をしております。8月23日から8月30日までは市街地の歴史建造物をいろいろ調査研究するというので、足利工業大学チームの方がいらしております。8月29日は国見の棚田を利用してアジサイの花を植栽させていただいております。足利大学のチームでございます。

8月30日には第1回委員会を開催させていただきまして、今後の予定は9月下旬には空き家の店舗の活用とか、10月15日は写真のコンテスト、ビジターセンターになるか商工会になるかちょっとわかりませんが写真のコンテスト。11月下旬には市民フォーラムまちづくり講演会、3月下旬には市民フォーラムを総括的に行いまして、各種計画あるいは大学の提言などをいただける予定になっております。

ちなみにそれらの費用でございますが、大学の先生がこちらへいらっしゃいますと、1時間4,500円程度、半日間4,500円掛ける4ですから2万幾らというところでですね、助成しなく

てはならない。そういう中から昼を食べていただいたりするわけですが、要望が出ております。足利工業大学46万円、宇都宮共和大学10万円、国際医療福祉大学19万4,000円、作新学園大学35万円、合わせまして110万4,000円ですが、これらを計上させていただきました。それが1点でございます。

もう一つ城東地区の工事請負費でございますが、これにつきましては説明が長くなるかもしれませんが、基本的には城東地内の国道294号線に排水管を、今あそこには公共下水がないんですね。したがって、そこに排水管を布設する予定の事業だということでご理解をいただいて説明をさせていただきます。

その現状は、那須烏山市城東表地内を横断する国道294号線は現在、大型商業施設が立地しておりまして、本市の新たな商業集積地区としまして街並みが形成されつつあります。こうした民間活力に満ちた多くの商業施設は公共下水道が未整備なため、地下浸透による排水施設で商業活動を営んでいるというのが現状でございます。市はこれら当該地域を商業地域として位置づけているので、商業施設の集積地域として商業施設への推奨地または誘導地として管渠、特に公共下水道整備が急務であるわけでございます。

しかし、財政的な事情から極めて困難でありますので、新たな商業施設の進出に支障を来さぬように個別的に環境支援のために施策を講じる必要があるということで今回計上させていただいたわけですが、このたび国道294号線沿いにファミリーブックというのがあるんですが、ファミリーブックの南側を中心にして、そこに進出を予定している5件の方から、その方々が緑と清流排水組合という組合をつくりまして、施設の排水の設置の要望が市のほうにありましたので、ファミリーブックの北側、ハローワークのほうから来る排水施設に土地改良から流れ出る排水施設に約160メートルぐらいあるんですが、そこに排水管を設置させていただく予定になっております。

工事の概要でございますが、設計費が49万4,000円、工事費が299万3,000円でございます。合わせまして348万7,000円を計上させていただいたわけですが、したがって、これらの負担でございますが、緑と清流排水組合からの負担は下水道事業の例を参考といたしまして、今年度は負担金25万円プラス使用料5万3,000円、合わせまして30万3,000円でございますが、これは歳入に見ております。平成19年度から平成22年度までは毎年36万円、合わせまして174万3,000円を今年度から5年間で納入をしていただく予定になっております。したがって、工事費の348万7,000円のおおむね半分は受益者の方に負担をしていただく予定になっております。

それらの管理については組合の方が管理をするということで、市のほうはこれから管理は請け負わないということで今回計上させていただいたわけですが、よろしく願いを

いたしたいと思います。

それから最後に災害の件がございましたが、災害の総事業費が263万7,000円になるわけですが、国が65%、市が25%、地元負担が10%で26万2,700円で26万2,000円が計上されているわけですが、市の負担は69万5,000円でございます。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 1点だけ質問させてもらいたいんですが、21ページに教育費の中に公民館費、自治会公民館の施設整備費用414万5,000円とあるんですが、これはどこの部分でやるのかお伺いするものであります。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） これにつきましては、自治会公民館施設整備費補助金に伴いまして元田町自治会より830万円ほどの事業費の要望が出てまいりまして、それらに対する予算措置でございます。

以上です。

○19番（滝田志孝君） 了解です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 8議案ありますけれども、議案第1号の1点だけどうしても同意できませんので反対討論を行います。

これは歳出の13ページにあります15目諸費、国民保護推進費5,000円でございます。これは本日、議案第13号で那須烏山市の非常勤特別職の職員の報酬等々で上程されましたがまだ決まっておりません。しかし、この中身につきましては審議の際に申し上げましたとおり、

国民保護という名のもとに武力攻撃事態法に基づいて米軍並びに自衛隊の行動を優先する。それに自治体や国民が動員される。そしてそれに従わなければ罰則もある。こういうような関係法の中での国民保護推進協議会の委員の費用ということでございますので、これについては平和憲法を守る、また基本的人権を守るという立場から、また戦争を回避するために平和外交、さらには国連を中心とした平和的な交渉に基づいてそういうものは解決すべきだという点で、これについては同意できませんので反対とさせていただきます。

以上。

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第15 議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。日程第23 議案第18号 那須烏山市決算の認定、日程第24 議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定については、いずれも平成17年度決算でありますので、一括して議題としたいがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第23 議案第18号 那須烏山市決算の認定について

◎日程第24 議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（小森幸雄君） 日程第23 議案第18号、日程第24 議案第19号の決算の認定についてを一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第18号及び第19号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成17年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてでございます。決算の特徴を申し上げます。平成17年度那須烏山市決算は、2町合併に伴い那須烏山市が誕生した平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6カ月間の決算となっております。

このため、通常の12カ月とは違う状況となっておりますのでご理解いただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入につきましては、根幹であります市税が景気回復を反映し若干ながら伸びたものの、国の三位一体の改革に伴う地方交付税の削減、国庫補助金の廃止、縮減、税源移譲の先行きが不透明な状況にございまして、財源の確保が厳しい状況にあります。一方、歳出につきましては、合併関連経費の確保や少子高齢化に伴う扶助費、繰出金、公債費の増嵩により、引き続き厳しい財政運営を強いられております。

しかしながら、住民に身近な行政サービスを提供する市の役割は一層重要となりまして、公平で安心な行政サービスを維持するとともに、保健、福祉、医療への対応、さらには地域経済の活性化、雇用の創出など、地域課題にも積極的に取り組むことが求められております。

このため、平成17年度におきましては、合併直後でありますことから、新市建設計画に基づき、那須烏山市としての一体感の醸成と均衡のある発展を図るための合併関連事業を優先的に実施いたしました。

基本的には、旧町での事業を継承し、地域住民の生活基盤と施設整備の充実を図るため、地方特定道路整備事業、辺地道路整備事業、熊田診療所新築事業、合併浄化槽設置整備事業を推進するとともに、合併後の市民の融和、一体感の醸成に資するため、合併特例債を活用した道路整備事業や烏山中学校スクールバスの整備を実施いたしました。また、少子化対策事業として児童医療費助成の拡大を実施し、さらに市制施行に伴い、生活保護事業や特別児童扶養手当事業を新たに実施をしました。加えて行財政改革を推進しながらも、市民の利便性の向上を考え、各種電算システムや施設の整備を積極的に推進いたしました。

概要でございますが、平成17年度一般会計の決算額は次のとおりでございます。歳入総額74億2,000万9,550円、歳出総額71億5,973万179円、歳入歳出差引額2億6,027万9,371円、翌年度へ繰り越すべき財源は103万8,000円。実質収支額2億5,924万1,371円となりまして、決算処分といたしまして財政調整基金の積立額を1億3,000万円、平成18年度への純繰越金を1億2,924万1,371円としたところであります。

また、予算額73億7,669万7,000円に対する収入済額は74億2,000万9,550円で、収入率100.6%となっております。支出済額は71億5,973万179円で、支出率は97.1%となっております。なお、これ以降の係数等につきましては、今回の決算額に旧南那須町、旧烏山町の平成17年4月から9月までの半年分を合算をし、1年に換算し比較することといたします。

歳入についてでございますが、市税は那須烏山市として半年分では9億7,539万1,000円でしたが、1年を通しますと28億1,156万5,000円となりまして、前年度

と比較をいたしますと2,608万5,000円、0.9%の微増となりました。これらは法人を中心に市民税が増収となったことが主な要因であります。

地方譲与税におきましては、所得譲与税が税源移譲に伴い25%の大幅な増額となりました。また、地方交付税につきましては、普通交付税が保健衛生費及び高齢者福祉費の増に伴い2.2%伸びるとともに、特別交付税は合併関連経費の算入により37.6%の増額となりました。これにより平成17年度地方交付税39億4,999万円となり、2億2,599万9,000円、6.1%の増となりましたが、臨時的な合併関連経費等の算入分を除いた場合、実質的には減額であり、本市においても地方交付税の削減傾向は毎年続いている状況にあります。同時に、依存率の高い本市にとりましては、今後の交付税改革に対して極めて強い危機感を募らせているところであります。

諸収入は10億6,583万3,000円で、主なものは合併に伴う打ち切り決算による旧南那須町及び旧烏山町の歳計剰余金でございます。

市債は総額21億5,460万円で、このうち主に地域振興基金造成を目的に合併特例債を13億6,470万円、合併推進債を1億1,140万円、臨時財政対策債4億6,590万円の借り入れとなっております。さらに財源不足を補うため、主に財政調整基金など1億9,974万4,000円を取り崩し、所要財源の確保を図りました。

歳出の主なものは、2款総務費においては合併推進費の活用による地域振興基金13億4,000万円の積み立てを行うとともに、合併に伴う電算システム統合を実施いたしました。

3款民生費は、市制施行に伴い、生活保護費に関する経費を新たに措置いたしました。

4款衛生費の主なものは塵芥、し尿処理費、病院費などの広域行政負担金、水道事業会計繰出金及び健康診査事業費などであります。

6款農林水産業費につきましては、畜産基盤再編総合整備事業及び農林基盤整備工事等でございます。

7款商工費は山あげ烏章館新築工事に所要額を執行いたしました。

8款土木費におきましては、合併特例債を活用した野上愛宕台線や大桶運動公園線の道路整備及び田野倉曲畑線に係る辺地道路整備事業が主なものとなっております。

9款消防費は、人員輸送車の購入や消火栓設備など、消防施設の整備に努めたところであります。

10款教育費は、学校統合事業の推進のため、烏山中学校スクールバス2台の購入や学校施設の改修を実施するとともに、合併に伴う図書館情報システム統合を行いました。

最後に、12款公債費は10月以降の下期分の元利償還金8億626万6,269円となっております。

その他3月31日現在の那須烏山市の公有財産であります土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金の残高状況等につきましては、決算書に付属資料として添付をいたしました財産に関する調書及び行財政報告書のとおりであります。

次は国民健康保険特別会計でございます。国民健康保険事業の運営は年々厳しくなっておりますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進に努めてまいりました。合併後の加入状況について申し上げますと、平均世帯数は6,564世帯、平均被保険者数は1万4,391人であります。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますので、事業勘定からご説明を申し上げます。歳入決算額は19億3,902万9,056円、歳出決算額は17億4,323万806円、歳入歳出差引残額は1億9,579万8,250円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金であり、歳入の主なものは国民健康保険税、国、県支出金、療養給付費交付金及び基金繰入金等でございます。

今後の高齢化の進展や医療技術の高度化という要因を考えますと、ますます国民健康保険財政の厳しさが増す一方であり、国民健康保険税の収納率向上対策や医療費適正化の推進になお一層の努力をいたし、健全な運営を図ってまいり所存でございます。

次に診療施設勘定でございますが、歳入決算額7,060万2,666円、歳出決算額は4,962万5,343円、歳入歳出差引残額は2,097万7,323円でありました。

診療収入につきましては、前年度との比較で2.2%の増額となっております。受診者数につきましても若干の増加傾向となっております。診療所は地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、各位のご理解とご協力を賜りながら、健全な運営に努めてまいり所存であります。

続いて熊田診療所特別会計についてでございます。熊田診療所の運営は、独立採算の姿勢を堅持し、地域医療の充実を第一に考え、健全運営に努めてまいりました。また、診療所及び医師住宅を新築、移転するとともに、新鋭のエックス線透視撮影システムを導入するなど、地域医療の拠点施設として充実を図ってまいりました。

この結果、歳入決算額は1億1,605万8,812円、歳出決算額は1億749万6,138円、歳入歳出差引残額は856万2,674円となりました。決算処分といたしまして、このうち500万円を熊田診療所運営基金に積み立てを行いました。これによりまして、平成18年度への純繰越金は356万2,674円であります。診療収入につきましては、前年度との比較で2.9%の増額となっております。受診者数につきましては現状を推移している傾向となっております。診療所として、地域住民への果たす役割は大きく、今後とも健全な運営に努めてまいり所存であります。

続きまして老人保健特別会計について説明を申し上げます。老人保健特別会計の運営にあたりましては、老人医療受給者の健康保持及び医療費の支出を確保するため、老人保健法に基づく保健事業及び医療費適正化事業を実施してきたところであります。

この結果、歳入決算額は16億9,099万9,725円、歳出決算額は15億9,593万3,299円歳入歳出差引残額は9,506万6,426円となりました。

歳出の主なものは医療費給付費で、歳入の主なものは支払基金交付金、国、県負担金及び一般会計繰入金であります。医療給付対象年齢の引き上げにより、老人医療受給者数は年々減少の傾向にありますが、1人当たりの医療費は増加しており、老人医療費は今後も増加が見込まれるところでありますので、引き続きレセプト点検等の医療費適正化対策を重点に努力してまいり所存であります。

続きまして介護保険特別会計につきましてご説明を申し上げます。平成15年度にスタートいたしました第2期介護保険事業計画も最終年度となり、おおむね計画どおりに推移してまいりました。決算額につきましては、歳入決算額10億9,561万4,684円、歳出決算額は9億9,755万5,896円、歳入歳出差引残額は9,805万8,788円であります。差引残額のうち、4,400万円を介護給付費準備基金として積み立て、残りの5,405万8,788円を前年度繰越金として翌年度へ繰り越しするものであります。

予算額に対する収入済額は102.7%、支出済額は93.5%であります。歳入の主なものは保険料、介護給付費、国県負担金、支払基金交付金、繰入金、旧2町の歳計外剰余金としての雑入であります。

歳出の主なものにつきましては、介護サービス給付費が全体の9割以上を占め、その他としたしましては南那須地区介護認定審査会負担金等、通常業務で必要な経費を支出いたしました。

平成18年3月末現在で65歳以上の高齢者の13.9%にあたる1,137名の方が認定されており、そのうち在宅サービス利用者は月平均658人、施設利用者におきましては月平均283人の方が保険給付を受けている状況でございます。

今後はさらなる高齢化とともに、保険給付費は増加すると見込まれますが、本年4月からスタートした地域包括支援センターを中心に、今後とも介護予防を主として高齢者の健康、生きがい対策に取り組みながら、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてであります。農業集落排水事業につきましては、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するため、興野地区において平成12年1月に供用開始をしており、現在約77%の世帯で使用しているところでございます。施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上にむけ努力をしてまいりました。

平成17年度につきましては、2町合併により本会計の期間は平成17年10月から平成18

年3月までの半年間となります。決算額につきましては、歳入決算額3,933万6,759円、歳出決算額は3,725万7,028円、歳入歳出差引残額は207万9,731円でございます。

歳入の主なものは農業集落排水事業使用料、一般会計繰入金、県からの排水管渠布設替補償費、市債等であります。歳出の主なものは、建設事業に係る地方債の元利償還金、県の河川改修に伴う排水管渠の布設替工事費及び水処理センター施設の維持管理費でございます。

次は、那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてご説明を申し上げます。下水道事業は生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質を保全する目的といたしまして、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用開始をされております。以来、計画的に整備を進め、平成18年3月末で2地区あわせまして全体計画336ヘクタールのうち127ヘクタールの整備が終了し、整備率37.8%となっております。

平成17年度につきましては、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進等事業の推進に努めてまいりました。なお、10月1日に合併をいたしましたことにより、本会計の期間は平成17年10月から平成18年3月までの半年間であります。

決算額でございます。歳入決算額は2億7,338万504円、歳出決算額は2億6,798万7,285円、歳入歳出差引残額は539万3,219円でございます。歳入の主なものは、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出につきましても水処理センターの維持管理費、管渠工事費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等が主なものであります。建設改良につきましては、烏山地区において管渠築造工事、マンホールポンプ設備工事、舗装復旧工事等を実施いたしました。

次は、那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定であります。平成17年度におきましては2町合併により、本会計の期間は平成17年10月から平成18年3月までの半年間となりました。七合簡易水道事業ほか5つの簡易水道事業の施設維持管理と水道管路の整備によりまして、水道水の安定供給と生活環境の改善に努めてまいりました。

歳入決算額は1億4,055万2,616円、歳出決算額は1億2,848万871円でありまして、歳入歳出差引残額は1,207万1,745円であります。歳入の主なものは水道使用料、加入金、一般会計繰入金、施設災害共済金、烏山町歳計剰余金、市債等であります。歳出の主なものは職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金等であります。建設改良につきましては、旧烏山町より引き継いだ大桶地内配水管布設工事と入滝田地内配水管布設替工事等を実施いたしました。

以上、平成17年度那須烏山市の一般会計及び特別会計決算についてご説明を申し上げます。

た。ご審議をいただきまして、ご承認いただけますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議案第19号でございます。那須烏山市水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。2町合併によりまして、本会計の期間は平成17年10月から平成18年3月までの半年間です。合併に伴い南那須水道事業と烏山水道事業の2水道事業を旧町から引き継ぎ、取水場8カ所、浄水場6カ所、配水場14カ所の施設を稼働し、事業を行いました。

建設改良につきましては、旧町からの継続事業で老朽化した石綿セメント管更新事業の中央1丁目地内ほか6件の布設替工事を配水管路網整備や道路工事等のため、金井1丁目地内ほか5件の配水管布設工事の実施を、さらに老朽化した第5水源取水ポンプ等の電気機械設備の更新工事を実施いたしました。その結果、3月末日までの営業実績は給水件数7,875件、給水人口2万3,390人、有収水量107万4,627 $\text{m}^3$ 、1日最大配水量9,720 $\text{m}^3$ となりました。

収益的収支につきましては、6カ月間で消費税抜きで水道事業収益は2億6,584万6,436円、水道事業費用は3億29万3,313円となりました。この結果、当年度純損失は3,444万6,877円の赤字となりました。資本的収支につきましては、収入額1億2,423万5,250円に対し、支出額は1億9,997万3,103円となりました。差引不足額は7,573万7,853円でございます。当年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただきます。

以上、那須烏山市水道事業会計決算につきましての提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重審議を賜りまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時34分

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。本日の会議、時間を延長いたしますので、よろしくお祈りをいたします。あらかじめ時間を延長します。

市長の提案理由の説明が終わったわけでありまして、次に決算審査の結果について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 富永年秋君。

〔代表監査委員 富永年秋君 登壇〕

○代表監査委員（富永年秋君） それでは、平成17年度那須烏山市一般会計及び特別会計、

歳入歳出決算と審査意見書の議会報告をいたします。

平成17年度末現在の一般会計歳入歳出決算及び特別会計決算並びに基金等の運用状況についての審査結果を意見書に基づき、ご報告いたします。

第1から第3については省略させていただき、2ページの第4の審査結果の総括から申し上げたいと思いますが、前段についてはもう既にご承知のこととありますし省略させていただきます。9行目から申し上げたいと思います。

審査にあたっては6カ月間の決算でもあったため、前年度との比較はしておりません。したがって決算の正確性の検証、事務事業の執行状況を中心に審査しておりますので、この点をご理解いただきたいと思います。

一般会計の予算は、平成17年9月30日現在で打ち切り決算結果における旧南那須町の歳計剰余金4億2,328万3,140円から国民健康保険特別会計が欠損決算であったため、6,349万9,845円を繰り入れした残額の3億5,978万3,295円及び旧烏山町の歳計剰余金5億2,426万7,380円の合計8億8,405万675円を引き継がれ、これを基本として予算を編成され、予算現額は73億7,669万7,000円となっております。

一般会計の予算については、地方交付税の特別交付税額の国の決定が当初見込んでいた予算より1億5,598万1,000円減額となり、減額補正を余儀なくされております。この対応策として財政調整基金を取り崩し、1億9,898万2,000円について一般会計に繰り入れしております。

また、合併特例に伴う基金造成事業債12億7,300万円の借り入れがありますが、これは市町村振興のための基金造成の起債で合併特例債事業債の一部であり、地域振興基金を造成することにより、運用益を財源として各種事業等に活用することを目的としております。なお、一般会計から6,700万円を加えた13億4,000万円について地域振興基金に繰り入れし、国債10年もの及び5年ものに運用しております。

平成17年度一般会計の決算状況ですが、歳入総額74億2,000万9,550円、歳出総額71億5,973万179円、差引残額は2億6,027万9,371円であり、執行率は97.1%となっております。

また、平成17年度の7特別会計の予算については、51億2,878万円となっております。決算の状況は歳入総額53億6,557万4,822円、歳出総額49億2,756万6,666円であり、差引残額は4億3,800万8,156円であります。執行率は96.1%となっております。一般会計及び特別会計とも執行率面から見ますと、おおむね計画どおりの事務事業が執行されているものと認められます。

次に、第5の決算の概要について申し上げます。各会計の決算状況ですが、一般会計と特別

会計を合わせた歳入総額は127億8,558万4,372円、歳出総額は120億8,729万6,845円、差引残額は6億9,828万7,527円となっております。

3 ページの一般会計の財政収支状況について申し上げます。歳入総額は74億2,001万円、歳出総額は71億5,973万円であり、差引残額は2億6,028万円で、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費、繰越額は103万8,000円であります。実質収支額は2億5,924万1,000円、次年度繰越額は1億3,027万9,000円となっております。また、地方自治法第233条の2の規定に基づく基金繰入額は1億3,000万円となっております。

次に財政運営の状況について申し上げます。歳入について、平成17年度の予算現額73億7,669万7,000円、収入済額は74億2,001万円であり、予算現額に対して100.6%、調定額に対しては86.0%の収納率となっております。

主な収入済額は市債、地方交付税、諸収入、市税で収入済額総額の75.9%を占めております。収入未済額は11億8,034万7,000円と多額に上っておりますが、収入未済額の主な内容を見ますと、市税のうち固定資産税が10億43万9,000円、市民税が7,529万6,000円、軽自動車税が489万4,000円、入湯税が191万3,000円であります。このほかに農林水産業費県補助金7,737万2,000円、民生費負担金1,396万2,000円となっております。ただし、農林水産業費県補助金につきましては繰越明許費であり、当該補助金は平成18年度に収入になる予定となっております。

収入未済額については担当課において収納率の向上に努めておりますが、さらなる収納率アップを図るため、平成18年度から収納対策プロジェクト推進本部を設置するなど、鋭意努力をしているところであります。しかし、固定資産税を例にとってみますと、1法人で固定資産税未収額に対し62.4%を占めているなど、大きな課題、問題を抱えております。

一方、歳出について、平成17年度における歳出総額は71億5,973万円であり、執行率は97.1%となっており、事務事業はおおむね計画どおりに執行されております。歳出を款別に見ますと、支出済額構成比で主なものは総務費、ついで民生費、公債費、衛生費の順となっております。

次に地方債の状況について申し上げます。地方債の平成17年度末現在高127億7,371万5,000円であり、前年度比10億3,101万3,000円増加しております。平成17年度の元金償還金は6億7,268万7,000円、利子は1億3,357万9,000円であります。

また、平成17年度の地方債発行額は、一般単独事業債15億7,220万円、臨時財政対策債4億6,590万円、辺地対策事業債8,000万円、減税補てん債3,650万円の合計21億5,460万円となっております。以上が一般会計の決算の概要でございます。

続いて、6ページの特別会計について申し上げます。まず、国民健康保険特別会計の事業勘定であります。平成17年度の予算現額は18億91万4,000円で歳入総額は19億3,902万9,000円、歳出総額は17億4,323万1,000円であり、差引残額は1億9,579万8,000円となっております。

歳入の状況につきましては、平成17年度の収入済額は19億3,902万9,000円となっており、予算現額に対し107.7%、調定額に対しては89.7%の収納率となっております。収入済額の主なものは国庫支出金、国民健康保険税で収入済額の66.7%を占めております。収入未済額は2億675万5,000円と多額に上っております。また、地方税法第18条の消滅事項に基づく1,586万1,000円の不納欠損処理を行っておりますが、処理手続は適正に行われております。

一方、歳出の状況については、支出済額17億4,323万1,000円であり、予算現額に対して96.8%の執行率となっております。款別に支出状況を見ますと、主なものは保険給付費、老人保健拠出金、その合計で支出済額総額の83.8%を占めております。

次に7ページですが、国民健康保険の診療施設勘定について申し上げます。平成17年度の予算現額は5,689万円で歳入総額は7,060万3,000円、歳出総額は4,962万5,000円となっており、差引残額は2,097万7,000円であります。

歳入の状況は、平成17年度の収入済額7,060万3,000円となっており、予算現額に対し124.1%、調定額に対しては100%の収納率であります。収入済額の主なものは、診療収入、諸収入で、収入済額の96.5%を占めております。

歳出の状況につきましては支出済額4,962万5,000円であり、予算現額に対して87.2%の執行率となっております。款別に支出状況を見ますと、主なものは総務費、医業費で支出済額の97.4%を占めております。

次に8ページの熊田診療所特別会計でございます。平成17年度の予算現額は1億1,180万7,000円で、歳入総額は1億1,605万9,000円、歳出総額は1億749万6,000円であり、差引残額は856万3,000円となっております。

歳入の状況につきましては、収入済額1億1,605万9,000円であり、予算現額に対し103.8%、調定額に対しては100%の収納率となっております。収入済額の主なものは、諸収入、診療収入、繰入金で、収入済額の85.1%を占めております。

一方、歳出の状況については、支出済額は1億749万6,000円であり、予算現額に対し96.1%の執行率となっております。款別に支出状況を見ますと、主なものは施設整備費、総務費で支出済額の90.8%を占めております。

次に9ページの老人保健特別会計について申し上げます。平成17年度の予算現額は16億

4,970万8,000円、歳入総額は16億9,100万円、歳出総額は15億9,593万3,000円であり、差引残額は9,506万6,000円であります。

歳入の状況につきましては、収入済額16億9,100万円で、予算現額に対し102.5%、調定額に対しては100%の収納率となっております。収入済額の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金で、収入済額の79.1%を占めております。

歳出の状況につきましては、支出済額15億9,593万3,000円であり、予算現額に対し96.7%の執行率となっております。款別の支出状況につきましては、医療諸費のみで支出済額の99.4%を占めております。

次に10ページの介護保険特別会計について申し上げます。平成17年度の予算現額は10億6,615万9,000円で、歳入総額は10億9,561万5,000円、歳出総額は9億9,755万6,000円であり、差引残額9,805万9,000円となっております。

歳入の状況は、収入済額は10億9,561万5,000円で、予算現額に対し102.8%、調定額に対しては99.4%の収納率となっております。収入済額の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金で、収入済額の49.7%を占めております。収入未済額は499万2,000円となっております。また、地方税法第18条に基づき118万8,000円の不納欠損処理を行っておりますが、処理手続は適正に行われております。

一方、歳出の状況につきましては、支出済額は9億9,755万6,000円であり、予算現額に対して93.6%の執行率となっております。款別に支出状況を見ますと、保険給付費のみで支出済額の96.3%を占めております。

次に11ページの農業集落排水事業特別会計についてでございます。平成17年度の予算現額は3,804万5,000円で、歳入総額は3,933万7,000円、歳出総額は3,725万7,000円であり、差引残額は208万円となっております。

収入の状況につきましては、収入済額3,933万7,000円で、予算現額に対し103.4%、調定額に対しては99.5%の収納率となっております。収入済額の主なものは、市債、諸収入で、収入済額の67.4%を占めております。市債は事業資本費平準化債であり、諸収入の主な内容は配水管渠布設替に伴う県からの補償費997万5,000円となっております。収入未済額は、これは現年度分でございますが19万6,000円となっております。

歳出の状況につきましては、支出済額は3,725万7,000円であり、予算現額に対して97.9%の執行率となっております。款別に支出状況を見ますと、公債費、総務費で支出済額の79.1%を占めております。

次に12ページの下水道事業特別会計であります。平成17年度の予算現額は2億7,080万4,000円、歳入総額は2億7,338万1,000円、歳出総額は2億6,798万7,000

円であり、差引残額539万3,000円であります。

歳入の状況は、収入済額2億7,338万1,000円で、予算現額に対して101.0%、調定額に対しては98.1%の収納率となっております。収入済額の主なものは、市債、国庫支出金、繰入金で、収入済額の86.6%を占めております。収入未済額につきましては、536万2,000円となっております。

歳出の状況については、支出済額は2億6,798万7,000円であり、予算現額に対し99.0%の執行率となっております。款別の支出状況は事業費1億4,266万3,000円、公債費8,212万8,000円で支出済額の83.9%を占めております。

次に13ページの簡易水道特別会計について申し上げます。平成17年度の予算現額は1億3,445万3,000円、歳入総額は1億4,055万3,000円、歳出総額は1億2,848万1,000円であり、差引残額は1,207万2,000円であります。

歳入の状況につきましては、収入済額1億4,055万3,000円で、予算現額に対し104.5%、調定額に対しては84.6%の収納率となっております。収入済額の主なものは、水道事業収入、市債で収入済額の77.9%を占めております。収入未済額につきましては、2,567万7,000円となっており、うち1法人で71.6%を占めております。

歳出の状況につきましては、支出済額は1億2,848万1,000円であり、予算現額に対し95.6%の執行率となっております。款別の支出状況の主なものは公債費、総務費で、支出済額の76.0%を占めております。

次に14ページの財産の管理状況であります。公有財産につきましては行政財産では、合併以降におきまして熊田診療所及び医師用住宅の新築により340㎡及び山あげ作業所として使用される烏章館の建築に伴い、206平米増加しております。普通財産については、旧烏山公民館烏山分館の解体に伴いまして374平米の減少をしております。また、並木杉につきましては、日光杉並木オーナー制度により2本所有しております。

公有財産の管理にあたりましては、今後総括的に見直しを行うとともに、特に普通財産については遊休地の売り払い等の利活用、管理の徹底を図る必要があるかと思われま。

次に15ページの基金の運用及び管理状況でございますが、基金につきましては目的別に4金融機関に分散し、定期預金を主体に運用しているほか、一部、地域振興基金については利子運用を目的に国債に運用しており、効率的運用を図っております。なお、リスクにも配慮しており管理は適切と認められます。

最後になりますが、一般会計及び特別会計等決算審査結果の意見について申し上げます。各会計の歳入歳出決算及び関係書類につきましては、関係諸帳簿と証憑書類を照合し、例月出納検査を参考のうえ慎重に審査した範囲の結果におきましては、適正であると認められます。

公有財産につきましては、先ほど申し上げたとおり、特に普通財産の遊休地について売り払い等利活用の検討、管理の徹底を図る必要があるかと思われまます。

基金管理につきましても今ほど申し上げましたが、一部国債に利子運用を行うなど、効率的に運用され、なお目的別に4金融機関に定期預金を主体に分散するなど、リスク管理面にも配慮しており適正と認められます。

経済情勢は景気の回復の傾向は見られ、一部税収の増加も見られておりますが、当面、自主財源の安定的な確保が厳しいものとなっているのが実情であろうかと思われまます。今後も引き続き税収等の管理の徹底と一層の収納率アップに努められることを望むものであります。

また、行財政集中改革プランを前倒しするなど、積極的に推進し、徹底した歳出の抑制を図り、健全な財政運営をされることを期待しております。

以上が一般会計でございます。

引き続きまして、平成17年度那須烏山市水道事業決算審査意見を申し上げたいと思ひます。第1の審査期日等については省略させていただきます。第2の決算概要について申し上げます。ご承知のとおり、平成17年10月1日付けで旧南那須町と旧烏山町の合併に伴い、旧南那須町水道事業及び旧烏山町水道事業は那須烏山市に引き継がれ、那須烏山市南那須水道事業と那須烏山市烏山水道事業の2事業により事業を行っております。また、会計期間につきましては平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6カ月間であります。

次に事業概要でございますが、現在取水場8カ所、浄水場6カ所及び配水場14カ所の施設を稼働し事業を行っております。

給水人口は2万3,390人であり、前年度と比較しますと64人減少しており、給水件数については12件増加し7,875件となっております。また、平成17年度の有収率を見ますと67.9%と低いものとなっておりますが、これは合併により平成18年3月の検針を実施しなかったということが主たる要因でございます。

参考までに旧両町の例年の3月分の有収水量を加味してみますと、有収率は80.5%になるかと思われまます。

次に3ページの予算の執行状況について申し上げます。収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益の決算額は2億7,775万3,321円で、予算額2億7,421万5,000円に対して353万8,321円上回る収益を計上しております。

水道事業費用の決算額につきましては、3億893万593円であり、予算額3億3,571万5,000円に対して92.0%の執行率となっております。

次に資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は1億2,423万5,250円であり、予算額1億2,142万6,000円に対して280万9,250円上回る収入を計

上しております。

資本的支出の決算額は1億9,997万3,103円であり、予算額2億72万7,000円に対して99.6%の執行率となっております。企業債償還金は1億1,350万8,674円ありますが、資本的支出総額の56.8%を占めております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,573万7,853円につきましては、当年度分損益勘定留保資金7,246万8,248円と消費税資本的収支調整額326万9,605円で補てんしております。

次に経営状況、いわゆる事業成績をあらわす損益の状況でございますが、経常収益は2億6,584万6,436円、一方、経常費用は2億9,999万9,793円であり、経常損失は3,415万3,357円となっております。また、当年度において特別損失29万3,520円が発生しておりますので、損益収支は3,444万6,877円の純損失となっております。ちなみに特別損失の内容は、主として漏水による還付金24万2,560円でございます。

5ページになりますが、営業収益の内容については、給水収益2億3,616万9,420円、その他営業収益134万5,446円、営業外収益は受け取り利息の3,286円、他会計補助金2,436万5,345円、雑収益396万2,939円でございます。

一方、営業費用の主な内容は、原水及び浄水費は2,261万4,979円、配水及び給水費は1,038万800円、総係費4,359万3,020円、減価償却費は1億3,032万6,420円となっております。また、営業外費用は9,206万6,176円であり、うち9,185万2,891円は企業債利息になっております。

営業収支では、2,958万1,249円の利益を計上しているものの、営業外収支におきましては企業債の利息支払利息の計上が大きく、営業外収支は6,373万4,606円の損金を計上しており、経常収支では3,415万3,357円の経常損失になっております。

また、特別損失で過年度損益修正損、主として漏水還付金により、29万3,520円の計上によりまして、損益収支は3,444万6,877円の純損失となっております。

次に財政状況について申し上げます。貸借対照表でございますが、資産総額は78億6,681万5,657円であり、うち固定資産は有形固定資産71億1,452万1,202円で、当年度において1億1,707万5,292円増加しておりますが、内容は構築物及び機械、装置等であります。また、無形固定資産の16万5,026円につきましては、電話加入権であります。

流動資産は7億5,212万9,429円ですが、主な内容は現金預金が7億278万7,648円、営業未収金4,580万3,317円であります。未収金の内容を見ますと、平成12年度から平成16年度の過年度未収金が2,183万9,476円、当年度未収金が2,396万3,

841円となっております。

一方、負債総額は662万5,994円でありまして、内容の主なものは営業外未払金443万6,600円、その他流動負債、預かり金、預かり有価証券等でございますが133万8,476円であります。

資本金総額は78億7,772万1,063円でありまして、うち自己資本金27億1,138万893円、借り入れ資本金、いわゆる企業債ですが51億6,634万170円となっております。企業債、いわゆる借り入れは資本金総額の65.6%を占めております。

資本剰余金につきましては、1,691万5,477円ありますが、当年度未処理欠損金3,444万6,877円を計上しているため、1,753万1,400円の欠損金となり、資本金合計は78億6,018万9,663円となっております。

次に企業債でございますが、平成18年3月末現在の企業債残高は51億6,634万170円となっております。当年度における企業債発行額は6,500万円ありますが、これは老朽管の更新事業及び配水管布設事業に伴うものでございます。

以上が、決算の概要でございますが、6ページの審査の結論を申し上げますと、決算審査の結果、損益計算書、貸借対照表等決算諸表につきましては、審査の範囲内におきましては法令、会計規程に基づき、正確かつ適正に表示されております。

水道事業は、合併後におきましても財政的に極めて厳しい状況にあることには変わりはありませんが、今後、施設の統合など効率化を図り、経費節減に一層努めるとともに、今後の収納率向上など一層の強化、徹底に期待したいところでございます。

また、経営の健全化に努められ、継続的に安全かつ安定的に供給されることを期待申し上げて、意見とさせていただきます。

以上で終わりたいと思います。

**○議長（小森幸雄君）** 以上で、市長の提案理由の説明及び代表監査委員の決算審査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、所管の委員会に関する事項については、委員会の審査において質疑されるようお願いいたします。

17番中山五男君。

**○17番（中山五男君）** 切り詰めて5点ほどお伺いします。

まず、人事管理をしています山口助役、それに元烏山の助役でありました石川収入役、池澤教育長にお伺いしたいと思いますが、この1年間の中で、市職員、それに教職員の皆さんが飲酒運転を含む法に触れるような行為を犯したものがあつたかなかつたか、これについてまず1点お伺いをしたいと思います。期間は今年の4月からこの3月までの1年間のことについて

お伺いをしたいと思います。これがまず1点です。

それと、一般会計の決算書から1点お伺いしたいと思います。これは民生費に関するもので生活保護世帯の件なんです、今回は半年分で約1億5,000万円ほど73ページに載っておりますが、この生活保護扶助世帯が傾向として対象者がふえつつあるのか、それとも減りつつあるのか、この辺について部長の感触等で結構ですからお伺いしたいと思います。

次に、ただいま監査委員さんから説明がありました水道事業決算審査意見書、一番最後の6ページなんです、この審査結果の意見の中に、最後のほうに今後は施設の統合など効率化を図り、経費節減に一層努めることとあります。現在、使用されていないような施設もあるのではないかと思います。特に旧南那須でもって簡易水道から上水道に切りかえた際に、古い建物等があるのではないかと思います。そうなりますと、借地料、また維持管理費等がそれらにかかっているのではないかと思いますので、やはり速やかに撤去すべきだと思いますが、この現状についてお伺いしたいと思います。

次に、行財政報告書の中から2点ほどお伺いしたいと思います。行財政報告書の155ページを開きますと、市営住宅の状況が載っております、中には建築後50年を経過している住宅が14戸ほどあります。これが建てかえないで大丈夫なのか、危険性がないのか、これをお伺いします。

同じ行財政報告書の187ページに郷土資料館の利用状況が載っております。これを見ますと、烏山の資料館、これは昨年開館日が230日ありながら入館者はわずか140名、ですから、1日当たり0.6人です。南那須のほうは160日開館をしまして617人、これも1日にしますと3.6人、4人足らずであります。この状況を見ますと、この郷土資料館を統合して適当な建物のところに移すべきではないかと思います。この辺についてどう考えているか、ことしの予算でも郷土資料館については330万円ほどかかっております。どうも投資対効果があらわれていないような気がしますので、この点についてお伺いします。

以上お願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず、政策的にかかわる最後の郷土資料館につきましては、私のほうからお答えを申し上げます。

先ほども議決をいただきました公共施設の、特に小学校等の再編につきましては議決をいただいたわけですが、そういった公共施設の跡地利用は大変重要な課題でございます。したがって、総合的な見地から統廃合を含めて考えていくべきというような考え方を持っておりますので、その中で資料館も旧両町の存続でいくのか、あるいは統合して新たな旧施設を統合再編の際の跡地を利用するのか、あるいは新築をするのか。そういった検討もせ

ざるを得ないと考えておりますので、そういった跡地利用も含めた総合的な計画の中で、この資料館の統合等については検討させていただきたいと考えます。

○議長（小森幸雄君） 助役山口孝夫君。

○助役（山口孝夫君） 最近、公務員の飲酒運転が非常に問題になっているということからご質問があったかと思えますけれども、この平成17年の4月からことしの3月31日まで前半につきましては南那須町の助役をしております、10月1日から12月31日までには梓外にいたわけでございますけれども、また1月から那須烏山市の助役になったということでございます、その間の職員の飲酒運転につきましては、私はないというふうに思っておりますが、現状では把握はしておりません。ないと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 収入役石川英雄君。

○収入役（石川英雄君） 旧烏山の状況についてご説明申し上げたいと思います。平成17年の4月1日から9月30日まで、交通事故等の懲罰関係で会議を開いてございませんで、これはなかったものと思っております。また、そういった飲酒運転、酒気帯び運転についても烏山管内警察署ほかそういったものが町のほうに連絡がございませんで、なかったものと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 平成17年の10月1日からお預かりしておりますが、現在まで旧烏山、旧南那須両町とも飲酒運転はございません。ご報告申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） それでは生活保護についてお答えします。議員ご承知のように平成17年10月1日に市制施行によりまして、市に新しく福祉事務所が設置されまして、同時に生活保護事務が県から引き継がれ、新たに市の福祉事務所の事務として開始しました。県から引き継がれた平成17年10月1日は125世帯、198人です。その後、平成18年4月1日現在ですが、128世帯、208人ということで3世帯、10人ほどふえておりますが、この中には当然廃止もあります。廃止もあって新規もありますから、新規の傾向としてはふえているという傾向にあります。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） お答えを申し上げます。まず、1点目は水道施設の統合についてでございますけれども、施設の統合については、平成18年度で七合簡易水道を上水道に統

合しております。それと、今後についても旧南那須と旧烏山の配水管を接続することによって施設の拡大、また施設の減少等が図られるように今、調査をしているところでございます。

なお、この空いた施設用地についてのお尋ねがございましたけれども、借地についてもございます。ただ、施設の取り壊し費用、また建設にあたって起債事業等を導入していますので、その取り壊しにあたっての問題点がございまして、なかなかゼロの施設にできないというのが現状でございます。

それから、市営住宅についてのお尋ねがございました。確かに建築してから相当の年限が経過しておりますので、現在、騒がれております耐震構造とかそういう議論以前の建物でございますけれども、現在は退去したなら取り壊すというような形で、その空き地については再整備はこれから検討する。なお、この市営住宅について今後とも残して整備をしていこうという地域については、神長の市営住宅、また野上の市営住宅、旧南那須においては南大和久、田野倉の市営住宅については今後とも引き続き運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 2点ほどお伺いします。

まず、決算書の282ページと行財政報告書のほうの57ページです。まず最初に、決算書282ページをお開き願いたいと思いますが、上段のほうで山林の中で分収林についてでございます。分収林につきましてはご存じのとおり、造林から下刈り、収穫までの約29ヘクタールについての契約件数と分収割合、土地所有者と造林者、多分造林者というのは市でしょうけれども、その分収割合と契約件数をお尋ねします。

それと、行財政報告書のほうでは57ページで自衛官募集ですね。これは期待人員が12名、応募者4名、入隊者2名というふうになっております。期待人員に対する入隊率が17%ということでございますが、わかれば過去の傾向といいますか、二、三年でも五年でも結構ですが、過去の入隊率がわかればお教え願いたいと思います。

以上2点よろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 最初に分収林関係についてお答えを申し上げたいと思います。分収林関係については市が記念行事等で借りている分収林、そのほかに学校林関係等もございます。契約の件数につきましては、市が借りているものについては7つでございます。あと学校林関係については烏山中、境中、七合中ということで3中学校が育林関係を行っております。

あと、このほかにこの表には出てまいりませんが、境財産区も分収林契約を結んでご

ざいまして、契約件数は2件ということになっております。この分納関係の割合等につきましては国が3、市が7ということの契約になっております。契約の内容をしてみますと、50年、60年の契約がされております。古い学校林等を見てみますと、烏山町が合併前の昭和18年あたりから契約をされているものもあります。分収林については以上でございます。

自衛隊募集関係につきましては、平成17年度については先ほど質問の中でも話がありましたように、期待人員に対する入隊率が17%ということになっております。過去の自衛官の募集状況等につきましては旧南那須町の資料がちょっと見当たらないということから、烏山町ということでお答えを申し上げたいと思います。平成16年度につきましては期待人員が5人、応募者数が8人、入隊者が8人のうち1人ということになります。試験の結果ということになりますけれども、期待人員に対する入隊率が20%ということでございます。そのほか平成15年度につきましては、期待人員が7人、応募者数が9人、入隊者数が4人、57%ということになります。平成14年度につきましては、期待人員が7人、応募者数が4人、入隊者数が2人ということで、期待人員に対する入隊率が29%ということになります。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 分収林で土地所有者は国有林ですか。みんな国有林ですか。了解。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 平成17年度的那須烏山市の決算書ということですが、これは旧南那須町と旧烏山町が合併した昨年10月1日から本年3月31日までの決算ということでございます。それで、1つは市税の収納問題でございますが、この間の全員協議会でも市長のほうから説明がありましたが、固定資産税を含む収納率は栃木県下で33位、一番悪い。しかし、それを除けば15位、半分近くに上がるんだというような説明があったところであります。

したがって、この市税全体が年間33億円ということですが、そのうち8億円が滞納している。そのうち滞納分が固定資産税で、そのうち6億2,000万円が特定業者ということだそうではありますが、それについては、平成18年度中に法的な措置を含めて何らかの解決するための方向づけをする。弁護士も含めて依頼をしたというような説明だったというふうに思うんですけども、その際に聞けばよかったですけれども、水道料金をその業者は分納していると前の議会では説明があったんですけども、現在その収納については解決がされたのか。この固定資産税と一緒にこれについても何らかの方法で解決をしていくという考えなのかどうか。1点はそれについてご答弁をいただきたいと思います。

次に、大きな問題としまして収入未済額、市税以外では保育園の保育料が1,300万円、

これは半年間ですよ、それと市営住宅が500万円ということでございます。また、国民健康保険につきましても、収入未済額が2億円ということでございまして、調定額の8億4,500万円の実に25%近いのではないかとというふうに思われます。

さらには、水道料金の未収金につきましても残っているというふうに思われます。そういうものについて、この間の説明では市町村税収確保のための具体的な対応を県と一緒に考えていくんだというお話でしたが、本日の下野新聞によれば、宇都宮市の学校給食については、悪質なものについては法的な手段をもって徴収を図るんだというようなことが書いてありましたが、本市におきましては、これらの対策はどのように図るおつもりなのか、ご回答いただきたいと思います。

次に、財政問題で言えば、広域行政の負担金ですね、これも合併に伴って平準化を行うべきだということで、それを前提として4町の議長を含めた懇談がされて、それを前提として広域行政事務組合の議会の議員を那須烏山市6名、那珂川町6名ということにしたはずなんですよ。ところが、なかなか負担金、分担金が平準化にならないということでございますが、これについては今どのような状況にあるのか、できる限り人口とか利用料とかそういうものにあわせて平準化を図るような方法を、広域の議員さんと一緒になって、組合長である大谷市長がぜひとも英断を持って、この均等化を図っていただきたいと思うんですが、ご回答をお願いしたいと思います。

次に、合併して決算では半年間ですが、合併前と合併した中で事務合理化が図られたものはどういうものがあるのか。もちろんこの場合に議員は半年間の在任特例をとりましたから、新年度になってから半分に減ったわけなので、それ以降のこし4月以降の合理化というものが図られたというふうに思うんですが、合併前の2町の時代のときから比べて、この半年間の合併後の事務合理化、そしてこし4月からの事務合理化と、どのような推移でこれが図られているのか概括的な説明がいただければというふうに思います。

次に、市営住宅の問題でございまして、先ほど同僚議員のほうから質問がありましたが、老朽化したものは壊すんだと。その用地については今後検討するんだという話ですが、旧烏山町の時代に町営住宅建設の整備計画をどうするんだという質問をしたときに、マスタープランを策定するというようなお話だったんですけども、それが合併絡みもありますし、制度の関係もあって、マスタープランづくりは後回しということだったんですが、その後、このマスタープランについては市営住宅の建設整備についてはどのように図られるのか、ご回答をいただきたいと思います。

次に、公共下水道の問題です。行財政報告書の225ページの興野の農業集落排水ですが、平成16年度末では75.5%の水洗化率、これが平成17年度末、本年3月31日には77%に

上がっています。南那須の水処理センターの水洗化率につきましても74.99%、75%が82%近くに上がっています。しかし、烏山水処理センター、これは旧烏山町の公共下水道ですが、平成16年度末は22.39%、これが残念ながら平成17年度末には22.38%に落ちているんですね。これはキャパシティーがふえたんで、その分若干減ったんだなというふうに思われますが、依然として旧烏山の下水道の水洗化率が伸びない。

この問題については、昨年の合併当時の議会で大谷市長に質問したところ、私に任せてくれと。市を挙げてこの向上にあたるという答弁をいただいたというふうに思うんですが、残念ながら1年経過して、なかなかこれがこういう数字で上がらないと思うんですけれども、これは担当部局任せでは進まないのではないかと。市長を先頭に全力を挙げて、この旧烏山町の公共下水道の水洗化率を上げていただきたいというふうに思うんですが、これについてのご回答をお願いしたいと思います。

さらには、平成17年度の水道事業決算書でございます。これで監査委員さんの決算の審査意見書の2ページに有収率が載っているんですけれども、平成16年度が85.9%だった有収率が平成17年度には67.9%に落ちているんです。実に18%も有収率がダウンしている。これは本当にゆゆしき事態だというふうに思うんですけれども、どうしてこういうふうになったのか。どういうふうにこれを解決するのか、方策をお願いしまして質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私に与えられました質問を順次お答えを申し上げますが、まず、収納対策でございますけれども、新たな新市に向かいまして、私も公金等の収納対策本部をぜひ立ち上げたいというようなことで、平成18年度から立ち上げさせていただいております。これは公金等でございますから、水道料等すべてが含まれると理解をしていただきたいと思います。そのことは全職員対応ということで進めさせてもらいまして、120名の職員をここに充てたわけでございます。さらに新市になりまして、平成18年度からでありますけれども嘱託徴収員も3名にふやしまして、その対応にあたってまいりました。

今、報告いただいておりますのは、この収納対策では400万円程度の実績があるやに報告を聞いております。嘱託徴収員につきましては大変効果が挙がっておりまして、平成17年度は南那須町だけの実績でございますが、2,800万円だと思いました。そして新たに新市になりまして4月からは3人の皆さんが、5カ月までの集計を見ますと大変頑張っていただいております。2,400万円程度の徴収がありました。そういたしますと、1年間で約5,000万円程度の収納が期待できるのかなと、大きな期待を寄せているところでございまして、そのようなことからこの収納については、税収アップの対策ではやはり課せられた大きな課題でございますので、この収納対策にはこれからも大いに努めていきたいと思っております。

政策懇談会の中のご報告を過日の全員協議会で申し上げまして、その中で固定資産税や市民税を加えた過年度分、現年度分も入れると、残念ながら那須烏山市は33位の最下位だというようなことをございまして、そのときは平成16年度でございますので旧烏山、旧南那須の合体ということをございまして33位だということをございます。平成17年度はどうかと言いますと平成17年度も同じ傾向でございます。

その中でご指摘がありましたとおり、未納額が税金関係で10億円あるわけです。その中で大口と言われるものが8億円、これは固定資産税でございます。そのうちの1つの業者が6億2,000万円ということをございまして、これは言ってみれば誠意を見せていただいていないということをございまして、後の2億円近いところは分納するなり、あるいは何とか納めようというような誠意が見られるところであります。したがって、私は6億2,000万円のことにつきましては、今回のご質問はいただけなかったですけども、弁護士の顧問料を補正で計上させていただいたわけでございます。したがって、何とか平成18年度中には解決を見たいと考えております。

この順位のことにもまた言及するならば、さらにこの6億2,000万円が取れるか。あるいはこれからの方策をもって不納欠損にするかどうかでございますから、そのようなことでどちらかの方策でもって解決できるのであれば、この収納率も15位以内に入るということをございますので、重ねて説明をさせていただきたいと思っております。

広域の負担金については、私が組合長に就任をいたしましてから組合の議会でも申し上げておりますけれども、今度は2市町の枠組みということになりましたので、一般質問の中でもこれは大いに見直すべきだろうというような発言をさせていただいて、大いに幹事会等で事務方で議論をしてもらいたいというようなことで、解決方策を見出してもらいたいということで進めておりますので、今、その過渡期でございますので、そのようなことで今度1市1町になったということをございまして、即トップ会談ということになるとかなり戻るといいますか、まとまればすぐにまとまるんですけども、まとまらないと大変紛糾するおそれがありますので、その幹事会の段階である程度すり合わせをしていただきたいというのが私の強い要望でございます。今そのような仕事の作業中でございますので、平準化については当然、私も同感でございますから、そのような趣旨に従って進めていきたいと思っております。

事務の合理化はどのように変わったかということをございますが、行財政改革集中プランでも述べましたとおり、いろいろとございますが、まず人件費等に視点をあててみますと、平成18年度、平成19年度については新採用職員の採用を控えております。人件費削減という視点に立ちまして考えておりまして、さらに職員の勧奨制度も導入をいたしてございまして、今そのような退職金の差額を通知をするという形で勧奨制度を進めております。

既に何人かの職員がこの勧奨制度に応じるというような回答も得ているところであります。そのようなことであるとか、指定管理者導入によりまして、やまびこの湯につきましては年間の経費5,600万円もかかっていたわけでございますけれども、過日は途中ということもございましたので4,600万円の削減をさせていただきましたけれども、今後にありますましては年間5,600万円程度の削減が可能になるのかなと考えておりまして、これも大きく官から民への移行による経費節減の賜物であろうと考えております。またさらには、特別職等の給与も4月から減額をさせていただいておりますが、そのようなことも含めて人件費等については削減を図ってきたというところだろうと思っております。

事務の合理化等、事務事業評価等についても過日の一般質問等にお答えする意味で、平成18年度中には大いにスクラップをしたり、あるいは再ビルドをするというようなスタンスで事務事業の見直し、行政評価等も進めているところでございますので、そのようなことも大きく事務事業の合理化を進めている実績なのかなというところでございます。

公共下水道の加入率についてもお尋ねがございましたが、やはり旧市街地は商店の方が大変多いわけございまして、いろいろと皆さん方の意識調査を私なりにしてまいりましたけれども、水洗化をして下水につながると大体100万円ぐらいかかるというようなことで、この中心市街地の問題が旧烏山町も疲弊化をしているということございまして、大変売り上げが伸びない、悩んでいる。そういうところで、下水道に加入できないということは個人の投資額が大き過ぎるということございまして。

こういうことになりますと、この中心市街地の活性化も改めて考なければならぬということでございまして、先ほども大学についての110万円程度の補正を議決いただきましたけれども、こういったいろいろな力を借りながら、中心市街地の活性化をすることも加入率を高めることであろうと思っておりますが、そういったところで私を初め努力はいたしておりますが、結果としてあらわれないという実情をご報告を申し上げたいと思っております。

そのほかは水道事業についてのお尋ねがございましたが、有収率が極めて下がっているというお尋ねでございます。この実態は建設部長がわかれば、この原因等について答えさせますので、お願いをいたしたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） お尋ねの点についてご説明を申し上げます。

まず、第1点目は固定資産税との絡みでの水道料金はどうするんだというところでございますけれども、これは簡易水道事業の中の未納金についてのお尋ねと思っておりますけれども、これについては固定資産税のほうの方向が決まれば、水道料金のほうについては給水停止を含めた対策を検討するという形で方向は決めてございます。

それから、市営住宅の未納についてでございますけれども、これについても議員ご指摘のとおり未納になっております。ただ、職員の努力もいただきながら対応しているところでございますけれども、内訳としましてはそのうち過年度が71%近くを占めているという現状もございまして、過年度の数字がなお大きく占めているということで大変苦慮しているところでございます。現在は現年度等を含めて未収について小さくなるように努力をしているところでございます。

それから、市営住宅のマスタープランについてでございますけれども、住宅マスタープランについては、公営住宅建設補助が受けられないということで、旧烏山においてマスタープランの策定をするということで準備をしていたところでございますけれども、法律の改正によりまして、この住宅マスタープランがなくても建設にあたっては補助が受けられるという制度改正がございましたので、このマスタープランについては作成を見送るという形で対応しております。ただし、住宅整備については都市マスタープランに沿って那須烏山市としての計画を今、作成中でございます。

それから、水道事業の決算書での有収率の低下でございますけれども、監査委員からも表記していただいているとおり、3月分の使用料が入っておりませんので有収率が下がっております。これが前年度と比較して有収率と仮定するならば80.5%という形で、それほど変わらない有収率になるのかなと担当のほうでは考えております。この3月分が抜けたというのは、旧烏山と旧南那須の水道収納のシステムが違いましたので、平成18年度から統一するという形で今回この3月分が収納しておりませんでしたので、有収率が下がったというご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 大体わかったんですが、いずれにしても先ほど紹介しました宇都宮市の学校給食、悪質と思われるという表現で徴収率アップということがうたわれておりましたが、うちのほうでは市営住宅使用料及び保育園の保育料、先ほど紹介しませんでした。学校給食費という関係で、このような悪質と思われるものがあるのかなのか。それぞれの担当でどう考えているのか、もう一度お願いしたいと思います。

さらには、公共下水道の水洗化率のアップの問題ですけれども、確かに都市部でのまちづくりが進んでいないという問題もあろうと思いますが、問題は公共下水道が敷地面積割なんです。高齢化が進む中で、例えば高齢者世帯が2人で住んでいる場合に、面積が大きい屋敷の中に住んでいけば、負担が大変になってしまうんです。その辺も何らかの方法で見直すことができないのかどうか。いずれにしても、強制力はないんでしょうが、22%というのはあまりにも低い

ので、何らかの向上するための対策を担当課任せでなく、市長を先頭に全庁を挙げて進めていただきたいというふうに思うんですが、もう一度ご回答をお願いしまして質問といたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 下水道等の受益者の負担率が高い、あるいは経費が高いということから、やはり加入率が22%にダウンをしているということは紛れもない事実でございます。したがって、今ご提言のそういった経費を削減する方向でということは確かに必要かもしれません。合併協議の中で当面このような形で進んできたと思われまますので、意見を踏まえて軽減等も考えた見直しもやって、使用料はいただくこととなりますけれども、そういった当初の負担軽減策を、やはりもう少し緩和してあげるような策がとれないか研究をしてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、先ほど悪質と言われる収納についてございましたが、まさに視点はそこでございます。悪質と思われる滞納者につきましては強制執行も辞さない。基本的にその考え方でまいります。したがって、これは給食であれ、家賃滞納者であれ、同じようなことでございますから、そのようなことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 4点ほど伺いたいと思います。

まず1つは水道のほうですが、南那須はもう石綿管がすべて铸铁管に交換が終わっているのかどうか。

2点目は、地域振興基金12億7,300万円、これの運用益はどれぐらいなのか。

それと、今、烏山中学校に行く道路がほぼ294号線に接続が可能というところまでいったわけでありまますから、そこから上、青年の家から宇都宮烏山線に接続するこの道路の敷地は既に1億2,300万円かで購入してあるわけでありまます。ですから、その道路を宇都宮烏山線に接続するような計画があるのかどうか。

それと最後は、バランスシートを作成する考えがあるのか。烏山は平成13年には1回つくっております。しかし、新しい市になってからこのバランスシートをこれからどういうふうに考えるのか。この4点を伺います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 最後のバランスシートでございますが、このことについては必要性は十分あると思っております。やはりこの一般会計の中で単式簿記ではなくて複式簿記に切りかえる必要性は感じておりますので、短兵急にやるということはやはり難しいと思っておりますので、そのような勉強もしながら段階的にバランスシートをつくっていく。このような考え方を持っておりますので、この点よろしくご理解をいただきたいと思います。

烏山中学校からの青年の家と烏山街道につなぐ道路のご指摘がございましたが、これについて今のところは凍結状態にあるとご理解をいただきたいと思います。今後、統合再編によりまして烏山中学校、小学校は那須烏山市の確たる教育施設になることは間違いございませんので、そのようなことも含めて、またさらに財源との調整が一番肝心でございますから、そのようなことも含めまして、このことについてはさらに検討させていただく。凍結を解除するかあるいはそのまま凍結をするかということでございますが、その辺のところはさらに検討していかなければならないと考えておりますので、現在のところはそのような回答しかできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

地域振興基金の運用でございますが、13億4,000万円、基金を積み立てさせていただきました。先ほど監査委員さんのご報告もありましたとおり、その運用益は国債を買いましてその運用益で考えております。短期もの、長期もの、5年もの、10年ものを半分半分対応いたしておりますことから、その運用益約2,000万円を考えておりまして、まちづくり等の特にソフトの部分の費用に充ててまちの活性化につなげていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

水道の石綿管等については建設部長のほうから答弁をさせます。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 石綿管の配置状況についてご説明を申し上げます。

旧南那須においては一部ございます。これについては平成19年度に向けて解消に努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 道路の問題だけですが、あそこができて道路を294号線と烏山宇都宮線とこれに結べば、あそこの利用も多少あるのかな。それともう一つが一番いいのは、あの方向から来る児童、生徒がたくさんいるわけでありまして。これはこれからの課題であります。ぜひともこれも中途半端じゃなくて進めていただきたい。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私は合併特例債が適用になるかどうかだろうと思うんですね。合併特例債が適用になれば、その実現可能性は十分あると思っております。一般の市単独あるいは市債ではちょっと難しいのかなと考えておりますので、そのように合併特例債事業が可能かどうか努力をしてみたいと思います。

○18番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 2つほど手短かに質問したいんですが、一般会計の地方債と特別会計の企業債のほかに、短期借入金があったのかどうか1つ。それからもう一つは、監査委員も指摘しているように、普通財産のうちの遊休地と称するものはどのくらいあるのか。この前福祉センターと東京の問題、これは提言がありましたけれども、それ以外のものでどんなものがあるかお尋ねしたいんですが。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 前段の部分は総務部長に答えさせますが、後段の部分で詳細は私も把握していないんですが、この場合、初音の土地につきましては競売をいたしましたが無調に終わりました。今度、東京の学生寮跡地について、先ほどは質問いただかなかったんですが、一般質問に鑑定評価の費用を議決いただきました。そのようなことから、この東京の学生寮等については平成18年度中にお金にしたいと考えておりました、そういった遊休地等については、将来、市で市民の福祉向上に寄与しない土地については基本的に売却をしていく方針でございますから、そういったところで、詳細は今、調査中でございますのでひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 起債関係ですね、端的に言えばやみ起債があるかどうかというご質問だろうと思っておりますけれども、これについては昨年度まではすべて知事許可ということになっておりますので、そういうものは我が市においてはございません。

以上です。

○14番（水上正治君） 健全な帳簿処理ですね。了解です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようなので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の那須烏山市決算の認定、水道決算の認定については、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認め、したがって議案第18号 那須烏山市決算の認定

及び議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第25 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（小森幸雄君） 日程第25 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した陳情書は、付託第1号のとおりです。この陳情書については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、付託第1号のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。なお、さきの定例会において継続審査になっておりますやまびこの湯からすやまに関する陳情書及び最低保障年金制度創設を求める陳情書についても審査報告を願います。

---

○議長（小森幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございます。

[午後 6時07分散会]